ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 4 APRIL

自立を支える金融と6次産業化

●フランスの起業向けマイクロクレジット

●6次産業化の論理と基本課題

●米戸別所得補償モデル事業の動向

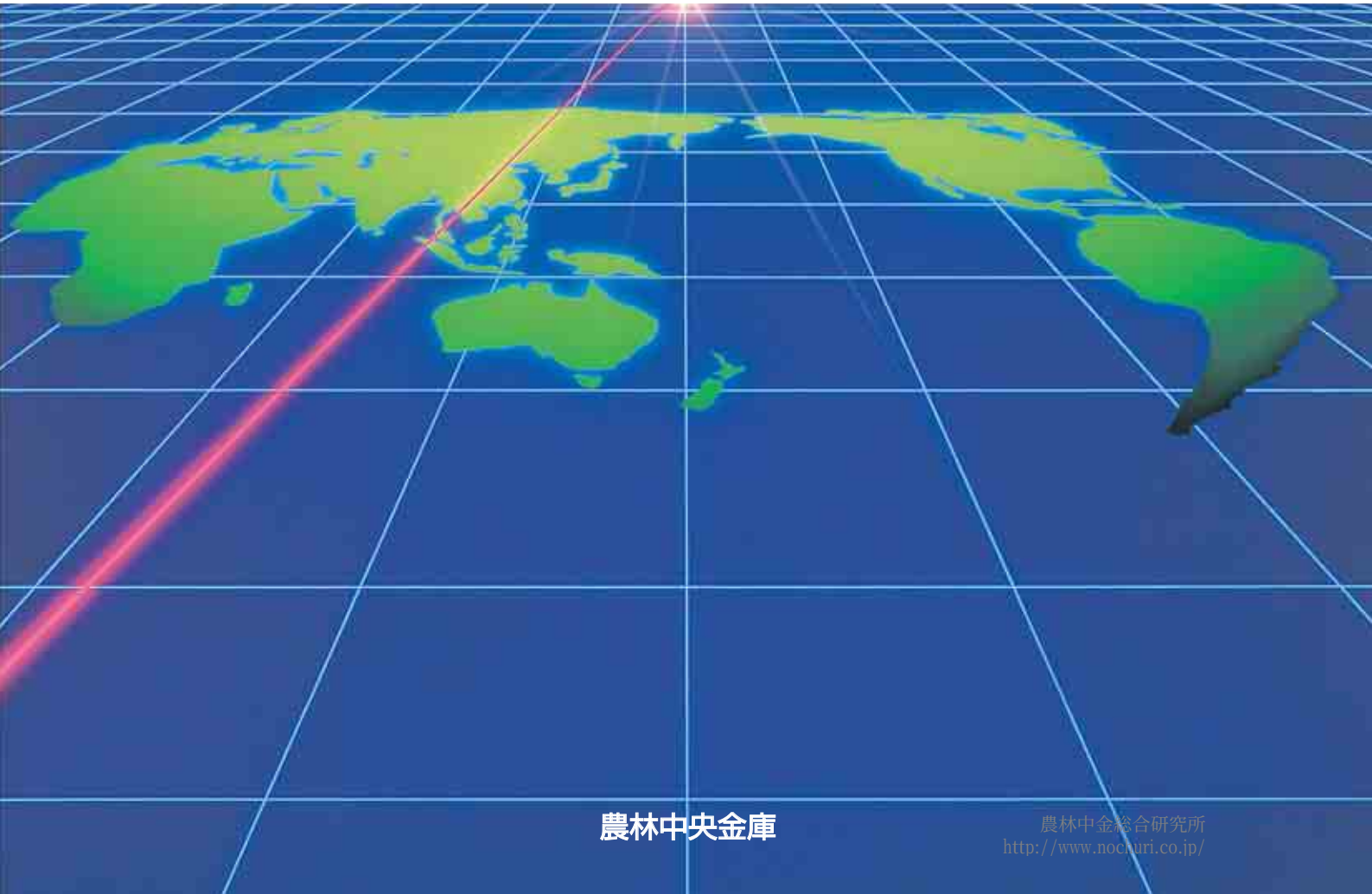

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

謹んで震災のお見舞いを申し上げます

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に対しまして,心よりお見舞い申し上げます。

今回の震災による甚大な被害に加え，原発事故の動向とその影響については依然として不安視されている状況にあります。

こうしたなか，私ども一同，微力ではございますが被災地の迅速な復興に少しでも寄与できるよう調査・研究に取り組んでまいります。

被災地が一日も早く復興されますよう心よりお祈り申し上げます。

株式会社　農林中金総合研究所
代表取締役　社長　佐藤　純二

今月の窓

協同組合の自治と公共性

協同組合は組合員が管理する自主的な組織であり，組合員により一人一票制を原則として民主的に運営される組織である。農協も自主的な協同組織として正組合員中心に民主的に運営されている。集落組織という地域を基盤とした基礎組織から総代や理事，あるいは経営管理委員が正組合員の代表として選任され，総代会や理事会で経営に関する意思決定を行う。また，集落や支店単位など地域ごとに組合員を集めて座談会が開かれ，事業計画や事業報告について農協が組合員に直接説明するとともに，その意見を聞き，事業や経営に反映させる。協同組合として当然の民主主義が，農協には根づいている。

一方で，農協の自治は公共性のために制限を受けている。農協法は，「農業者の協同組織の発達を促進することを通じて，農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り，もつて国民経済の発展に寄与することを目的」としており，公共政策である農村の民主化政策や農業政策が農協法には反映されている。農協法は事業種類や組合員資格を限定し，組織，財務等を規定しており，またその枠組みにおいて必要な範囲で事後チェックというべき行政庁からの指導，監督が行われている。信用・共済事業に対しては金融行政上の規制があり監督も行われている。

ところで，規制・制度改革に関する調査を行っている規制・制度改革分科会の第８回農林・地域活性化ワーキンググループ（2011年１月８日）における資料「規制・制度改革の方向性に関する整理　農林・地域活性化WGにおける基本的考え方」には，「農協組織は，組合員の主体的運営に任されるべき民間組織であるものの，農業にかかわる政策・制度の中核に位置付けられており，日本農業の成長産業化において今後も一定の機能を果たすべき存在である。このため，関係する規制制度のみならず，その運営の在り方等についても，広く国民に開かれた議論がなされるべきである。」と書かれている。

農協の運営の在り方も対象として，上記のような従来の制限の範囲を超えて，開かれた議論がなされるべきとしたうえで，具体的な改革案が検討されたと考えられる。

その理由として，一つには「農業にかかわる政策・制度の中核に位置付けられており」とされているが，農林水産省「農協のあり方についての研究会」が03年３月に「農協改革の方向」を取りまとめ，行政が安易に農協系統を活用してきた側面等を反省し，「農協の指導監督については，行政は法令制定，検査等の法令に基づく指導監督を基本とし，農協系統が自立するようにしていく必要がある」，また「行政運営の上で，農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フッティングを確保する必要がある」として以降，位置づけは変化したと思われる。理由の二つめには「日本農業の成長産業化において今後も一定の機能を果たすべき存在」であることがあげられているが，上記のとおり農協法の目的が，協同組織の発達の促進を通じた，農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上であるのに対し，農協にその結果までも直接要求し，課題を押し付けるものとなっている。

最近では02年12月の総合規制改革会議第２次答申以降数次にわたって，行政の場で農協改革が議論され，様々な指摘が行われ，政策にも反映されている。農協改革の議論に際しては，民間組織である協同組合の自治，自主性が，行政によってどの範囲まで制限されうるかについての検討がその前提として必要と考えられる。

（（株）農林中金総合研究所　調査第一部長　斉藤由理子・さいとう　ゆりこ**）**

農林金融　第 64 巻　第 4 号〈通巻782号〉 目　次

今月のテーマ

自立を支える金融と６次産業化

今月の窓

協同組合の自治と公共性

（株）農林中金総合研究所 調査第一部長　斉藤由理子

マイクロクレジット機関 Adie を中心に

フランスの起業向けマイクロクレジット

重頭ユカリ ―― 2

農山漁村から市場経済を組み替える取組み

６次産業化の論理と基本課題

室屋有宏 ―― 20

談話室

地域内国際分業と地域間国際分業

立命館大学経済学部 教授　松野周治 ―― 18

情勢

米戸別所得補償モデル事業の動向

藤野信之 ―― 34

統計資料 ―― 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

フランスの起業向けマイクロクレジット

――マイクロクレジット機関Adieを中心に――

主任研究員　重頭ユカリ

〔要　　旨〕

1　マイクロクレジットというと発展途上国のものというイメージがあるが，EUでも零細企業の振興や長期的失業者の起業支援という観点から注目が高まっている。EUにおいてマイクロクレジットは，従業員数10人未満の零細企業や，社会的・経済的に困難な状況にあり一般の銀行を利用しにくい人々が生産活動に従事したり，自らの事業を興し発展させることを手助けするような25,000ユーロ以下の融資とされている。特にフランスで発展しており，Adie（アディ）はその先駆者である。

2　Adieは，1989年の設立以来融資件数を伸ばしており，2009年末のマイクロクレジットの累計件数は81,014件，融資総額は２億2,112万ユーロであった。融資を受けた企業は65,527社にのぼり，合計で78,632の雇用が創出された。Adieのマイクロクレジットの借り手には，起業前は社会保障に頼って生活していた人が多く，なかには定住地を持たないような人も含まれている。マイクロクレジット１件あたりの平均融資額は2,800ユーロ（約32.2万円）と極めて少額である。

3　Adieの融資を受けて設立された企業の存続率は，フランスで設立された企業の存続率の平均値よりも高い。融資の返済率は92%である。これは，Adieが事業計画の策定や起業後のフォローなどの対応を行っているため，企業の存続率が高まり，結果的に融資の返済が可能になるためだと考えられる。

4　Adieのサポート業務においては，ボランティアの人々が重要な役割を果たしている。サポート業務を含めたAdieの運営費用には，主に公的機関の補助金があてられているほか，民間企業からの寄付も受けている。また，融資には主に銀行からの資金を転貸しているほか，融資に対しては公的な保証機関からの保証も受けている。

5　こうした取組みは，失業問題が深刻化しつつある日本においても大いに参考になると考えられる。その場合ポイントとなるのは，単に資金を貸し付けるだけでなくサポートをセットすること，地域の様々な経済主体との連携を基盤として取り組むこと，そして法律の整備や保証基金の設立等のマイクロクレジットの枠組みの整備が行われることであるとみられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　マイクロクレジットとは
（1）　EUにおけるマイクロクレジットへの関心の高まり
（2）　マイクロクレジットの定義
（3）　フランスのマイクロクレジットの概況
2　マイクロクレジット機関Adie
（1）　設立の経緯
（2）　融資
（3）　実績
（4）　設立した企業の業務内容と借入者のプロフィール
3　マイクロクレジット機関の活動をサポートする仕組み
（1）　融資のための資金源
（2）　起業者をサポートする仕組み
（3）　Adieの運営費用への助成
（4）　融資の保証
おわりに
（1）　サポートの重要性
（2）　様々な資源の活用
（3）　地域内での多様な組織の有機的なつながり

はじめに

マイクロクレジットというとグラミン銀行が有名であり，発展途上国のものというイメージがあるが，ヨーロッパでも注目度が高まっている。特にフランスで発展しており，マイクロクレジットに先駆的に取り組んでいるAdie（アディ）は，20年以上にわたる歴史をもつ。Adieの融資の対象は，失業者などの社会的・経済的に困難な状況にある人が中心である。こうした取組みは，失業問題が深刻化しつつある日本においても大いに参考になると考えられる。

筆者は，以前にも本誌で，フランスの協同組合銀行が社会的なプロジェクト向けの融資を専門的に行う組織と連携している事例としてAdieの業務を紹介したことがあり，[注1]一部重複する部分もあるが，本稿ではAdieを例としつつ，フランスにおける「起業向けマイクロクレジット」について紹介することとしたい。

（注１）重頭（2007）

1　マイクロクレジットとは

（1）　EUにおけるマイクロクレジットへの関心の高まり

ヨーロッパにおいて，マイクロクレジットは1992年以降，中東欧のいくつかの国で非常に急速に発展したが，イギリスやフランス以外の西欧では，その発展は比較的近年になってからのことであった。[注2]

EUでマイクロクレジットの重要性が公式に示されたのは，欧州議会が2000年に「企業と企業家精神，特に中小企業のための多年度計画」を採択した際だとされる。[注3]マイクロクレジットは，零細企業（マイクロ企業）や小企業[注4]の成長の促進との関係でとらえられることが多く，03年には欧州委員会

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の企業総局が「小企業と事業創造のためのマイクロクレジット：市場のギャップを乗り越える」（Microcredit for small businesses and business creation: bridging a market gap）と題する報告書を刊行し，04年にマイクロクレジットの実務家や政策決定者を招いて，ヨーロッパのマイクロクレジットに関する会議を開催した。

06年には欧州委員会が「欧州委員会報告書　欧州共同体の計画[注5]の実行：中小企業の成長への資金供給－ヨーロッパの価値の付加」（Implementing the Community Lisbon Programme: Financing SME Growth – Adding European Value）を刊行した。その報告書のなかでは，小企業の成長を促進するためにはマイクロクレジットの発展が重要であるとしているが，その発展の障害となる要因として，ヨーロッパ諸国の国内法制に注目している。その後，07年に欧州委員会は「欧州委員会報告書　成長と雇用の支援におけるマイクロクレジットの発展のためのヨーロッパのイニシアティブ」（A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment）を刊行し，マイクロクレジットの発展を阻害する法制やその他の障害を取り除く方法について提言している。

この文書の提言に基づき，欧州委員会は欧州投資銀行（EIB）とともに，マイクロクレジット機関への技術的な支援と資金供給を行うため，09年から11年までの３年間のパイロットプログラム[注6]を立ち上げるなど，マイクロクレジットを促進するための具体的な取組みを行っている。

（注２） EUROFI（2008）p.1

（注３） McDowell（2006）p.6。計画の名称は，European Multiannual Programme（MAP）for Enterprise and Entrepreneurship, in particular SMEs（2001-2005）。

（注４） EUでは，零細企業は，従業員数10人未満，年間売上200万ユーロまたは年次総資産200万ユーロ以下，小企業は従業員50人未満，年間売上1,000万ユーロまたは年次総資産1,000万ユーロ以下と定義されている。

（注５） この計画は，00年３月の欧州理事会で採択されたEUの長期的な経済・社会政策であるリスボン戦略を実行するために策定されたものである。

（注６） Joint Action to Support Micro-Finance Institutions in Europe（ヨーロッパにおけるマイクロファイナンス機関支援のための共同アクション）を略してJASMINEと呼ばれている。

（2）　マイクロクレジットの定義

マイクロクレジットは，マイクロファイナンスの一部としてとらえられている。マイクロファイナンスは，融資だけでなく貯金や決済，保険なども含む幅広い概念であり，マイクロクレジットはこうした金融サービスのうち融資のみをさす用語と考えられている[注7]。そして様々な文書をみると，EUではマイクロクレジットは，従業員数10人未満の零細企業や失業者，移民など困難な状況にあり一般の銀行の利用が難しい人々が，生産活動に従事したり，自らの事業を興し発展させることを手助けするような少額の融資としてとらえられている[注8]。融資の金額については，EUでは一般に25,000ユーロ以下とされている[注9]。

金額については，１ユーロを115円とすると約288万円[注10]ということになるが，物価水準の異なるEU諸国で一律でいいのかと

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

いう疑問もあるようである。

（注７） Adie（2008）p.62
（注８） European Commission EuropeAid Co-operation Office（2008），European Commission（2007）など。
（注９） 前掲「小企業と事業創造のためのマイクロクレジット：市場のギャップを乗り越える」ほか。
（注10） 以下も同様に１ユーロ115円として計算。

（3） フランスのマイクロクレジットの概況

2010年に欧州マイクロクレジット・ネットワークが21か国から回答を得たアンケート調査によれば，09年のマイクロクレジットの実行件数が最も多いのはフランスであった。(注11) フランスは，失業問題が深刻であったことや，比較的早くからAdieが活発に活動していたため，ヨーロッパのなかでもマイクロクレジットが盛んな国である。

a 失業問題

フランスでは1975年に3.5％であった失業率が年々上昇し，80年代には９％を超えた。当時，特に失業保険の受給期間を終了した長期失業者が多いことが問題となり，88年には定められた最低所得に達しない25歳以上の個人に，最低限の所得手当の支給等を行うと同時に，受給者の環境，資格等の能力を考慮して職業参入を支援する社会参入最低所得（Revenu minimum d'insertion：RMI）という制度が始まった。

その後失業率は，低下した時期もあったが，金融危機の影響もあって09年12月末には9.6％まで上昇しており，日本の5.2％と比べても非常に高い水準となっている。特に24歳以下の若者の失業が深刻化しており，この層の09年12月末の失業率は24.0％であった。

09年６月に，社会参入最低所得（RMI）は，ひとり親手当（API）や雇用手当（PPE）とともに積極的連帯所得（RSA）に統合された。RMIは無職や休職中の人に支給されていたが，RSAは働いていても所得が低い人も支給の対象となり，就業してRMIをもらえなくなるのを恐れて職につかないという事態を避け，働くことを促進しようとしている。

b 零細・小企業の起業を促進するための取組み

ヒアリングによれば，フランスでもかつては学生に「将来はどのような職業に就きたいか」と聞くと「公務員」「会社員」と答えるケースが多く，起業することは一般的ではなかった。しかし，社会的に不利な立場にある人が企業に雇ってもらうことは困難なこともあり，起業を促進せざるをえない状況になってきているのだという。

フランスでは起業を促進するために，起業を希望する人向けの情報提供，研修・指導を行う公的機関や中小企業向けに融資を行う公的な機関（OSEO等）がある。さらに，起業，事業継承・売買を容易にするための減税措置や優遇措置がとられるなど，起業しやすい環境づくりの整備も進められている。

また，08年に成立した経済近代化法（Loi de Modernisation de l'Économie，09年１月１日から施行）により，auto entrepreneur（直

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

訳すると「自己起業家」）という資本金なしで設立できる法形式ができた。auto entrepreneurを設立するための手続きは，インターネットで行えるなど，手続きも簡便化されている。09年にauto entrepreneurの設立は32万件あり，設立された企業全体（58万400件）の55％を占めた。雇用環境悪化の影響もあり，09年の企業設立件数は前年（33万1,400件）から75％の大幅増となり，一種の起業ブームが発生したといえよう。

c　社会統合基金の創設

04年６月にフランス政府は，社会的な不平等を是正するための社会統合計画を公表した。この計画では，社会問題のうち，雇用，住まい，職場における男女の機会平等の３分野が重点対象とされており，その実現のために「2005年１月18日社会統合計画のための法律」が制定され，５年間で127億ユーロ（約１兆4,605億円）の予算がつけられた。

この法律の第80条に基づいて創設された社会統合基金（Fonds de Cohésion Sociale：FCS）には，国が５年間で7,300万ユーロ（約84億円）を拠出する予算がついた。この基金は，個人あるいは法人への融資保証，失業者，社会参入最低所得（RMI）受給者が起業する場合の融資保証のためのものであり，運営は，低所得者向け住宅やインフラ整備向け融資を行う公的金融機関である預金供託公庫（以下「CDC」という）が行っている。国は，社会統合計画に基づき05年から09年まで毎年FCSに資金を拠出したが，さらに「Agir pour l'emploi 2008-2012」という枠組みのなかで，12年まで資金拠出を延長した。

d　マイクロクレジットに関するレポート

09年12月に，フランス経済・産業・雇用省は，300頁以上に及ぶ「マイクロクレジット（LE MICROCRÉDIT[注12]）」と題する報告書を刊行した。これは，EUでマイクロクレジットを促進するための施策が導入されているという環境下で，フランス国内の状況を把握するためにまとめられたものである。

フランスのマイクロクレジットは，自分で起業したい人向けの融資（microcredit professionnel，以下「起業向けマイクロクレジット」という）と，個人が就業するために必要な資金の融資（microcredit personnel あるいはmicrocredit sociale，以下「個人向けマイクロクレジット」という）に分けられており，この報告書でも，それぞれの仕組みやデータが詳細に示されている。Adieでも，個人向けマイクロクレジットの供与を行っているが，本稿では紙幅の制限から起業向けマイクロクレジットのみをとりあげることとする[注13]。

（注11） European Microfinance Network（2010）．ヨーロッパ21か国の170のマイクロクレジットに関係する組織が回答。09年のフランスのマイクロクレジットの実行件数は28,863件で２位のポーランドの16,655件を大きく引き離していた。

（注12） 経済・産業・雇用省のウェブサイトからダウンロードが可能。
http://www.economie.gouv.fr/services/rap10/1003rapmicrocredit.pdf

（注13） 個人向けマイクロクレジットについては，重頭（2010）を参照されたい。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

2　マイクロクレジット機関 Adie

フランスでマイクロクレジットが活発なのは，20年以上前からAdieが活動しているからとも言われている。ここでは，フランスだけでなくヨーロッパ全体でも先駆者と呼ばれるAdieの活動を紹介する。

(1)　設立の経緯

Adieは，1989年にマリア・ノヴァク氏（現Adie会長）が，グラミン銀行の経験を参考にして，経済的に排除された人々にマイクロクレジットを供与することを目的に設立したアソシエーションである。Adieという名称は，Association pour le droit a l'initiative economiqueを略したもので，直訳すると「経済的なイニシアティブへの権利のためのアソシエーション」という意味である。

前述のとおりAdieの設立当時，フランスでは失業が大きな社会問題となり，起業のための様々な制度がつくられるようになった。しかし，長期にわたって失業している人々は，自ら事業を立ち上げようとしても，一般の銀行から資金の借入を行うことは難しい。そこで，起業を希望しているにもかかわらず一般の銀行から借入を行うことができない人に対して，資金を供給することを目的にAdieが設立された。活動の主な対象は，RMI（09年からはRSAに統合）を受けているような失業者や低所得者である。

フランスには，Adieと同様の活動を行う全国的な組織として，ほかにもFrance InitiativeとFrance Activeが存在する。これらは従業員数10人未満の零細企業や個人企業を融資の対象としているが，France Initiativeの融資先の平均従業員数は2.30人であるのに対し，France Activeは1.36人，Adieは1.20人である。AdieやFrance Activeは，１人で事業を行うようなケースを中心に融資を行っているが，特にAdieの融資対象は極めて零細であることが分かる。また，France InitiativeはAdieに比べると，失業に対処するよりもむしろ起業活動に力点をおいており，例外はあるもののその顧客は銀行から借入可能と言ってもよい人が中心であるとされている。(注14)

（注14）Granger（2009）p.7

(2)　融資

Adieの組織構成をみると，国内に19の地方支部があり，常設の支所が130か所に開かれている。そのほかにも失業者の相談に乗る公的機関に出向いて対応するような窓口が380か所設置されている。481人の職員のほか，1,530人のボランティアがいる。Adieでは，起業しようとしているが，一般の銀行からの融資を受けられない人に対して，資金を供給するとともに経営のサポートを行っている。

起業する人向けの融資としては，①マイクロクレジット（microcrédit）と，②信用貸付（Prêt d'honneur）がある。

①のマイクロクレジットは，上限が6,000ユーロ（約69万円），期間は最長30か月，借

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

り手に連帯保証人を求め，融資額の半分を保証してもらうという資金である。借入者は，借入額の５％を手数料として支払う。

通常は，1,000ユーロ（約11.5万円）ぐらいの額で融資を始め，借り手から返済が行われると徐々に金額を上げるという方式をとる。Adieによると，マイクロクレジット１件あたりの平均融資額は2,800ユーロ（約32.2万円）である。保証については，保証そのものに加え，周囲に支援してくれる人がいるかどうかを確認するという意味もあって求めている。

09年７月現在の貸付金利は9.71％であった。金利水準がかなり高いようにも感じられるが，上述のとおり融資の額自体が大きくなく借入期間も短いため，借り手にとってそれほど大きな負担にはならないのだという。また，一定程度の利ざやを得ることは，Adieが持続的に業務を行うためには不可欠である。

②の信用貸付は，無担保・無保証かつ無利子で融資する制度である。借り手はこの資金を自己資本に算入できるため，他の銀行からの融資を受けやすくなる。いわば梃子のように機能する資金であり，マイクロクレジットを補完する役割をもっている。

Adieのウェブサイトでは，借入を希望する人にはAdieに電話するか，ウェブサイト（Adie Connect）にアクセスすることを求めている。電話やウェブを通じてコンタクトを受けると，Adieのカウンセラーがコンタクトしてきた人に対して，その人の置かれている状況や立ち上げたいと思っている事業についていくつかの質問をする。カウンセラーは，事業の内容や計画が十分でない場合は，無料で受けられる研修を勧めたり，計画を最終的なものにできるようにサポートする地元のパートナーを紹介したりする。事業の計画がある程度できていれば，カウンセラーは，事業の詳細や必要になる資金について分析するため，窓口でアドバイザーとの面談を提案する。

事業計画が固まると，借入希望者はアドバイザーと面談して書類の作成に備える。次にアドバイザーは，分析のうえで作成した書類を貸付委員会に提出する。貸付委員会は，Adieの地方支部の代表，地元のアソシエーションのボランティア，提携している銀行の役職員等によって構成されている。

審査に関して，Adieでは，①借入者本人（熱意や能力等），②プロジェクト（潜在的な顧客，予測される売上高等），③現在の予算と，企業設立後の収入の見込みに基づく返済能力の３点から行うが，特に人物そのものに重きを置くところが一般の銀行と異なるとしている。

(3) 実績

09年には，14,581件のマイクロクレジットと，1,530件の信用貸付金が供与された。マイクロクレジットには584件の個人向けが含まれるため，起業向けは13,997件であった。09年末の残高はそれぞれ4,806万ユーロ（約55.3億円[注15]），1,350万ユーロ（約15.5億円）であった。09年に融資を受けた企業は10,101社で，12,121の雇用が創出された。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1図　マイクロクレジットの件数

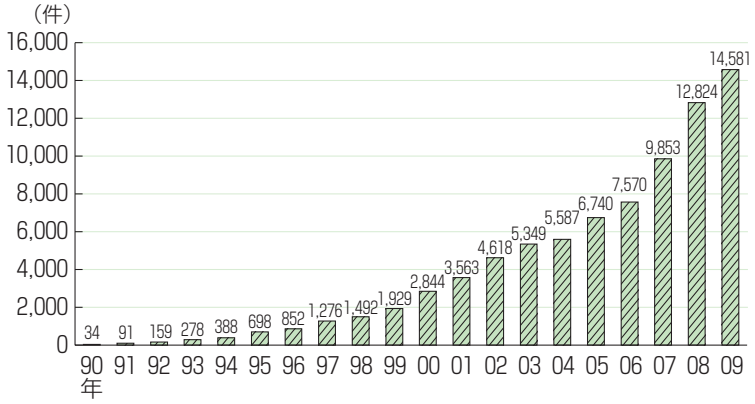

資料　Adie 'Rapport Annuel'等

1989年の設立以来，マイクロクレジットの件数は年々増加している（第１図）。09年末のマイクロクレジットの累計件数は81,014件，融資総額は２億2,112万ユーロ（約254.3億円）で，融資を受けた企業は65,527社にのぼり，合計で78,632の雇用が創出された。

融資の返済率は92％と示されているが，ヒアリングによると，まったく返済がなされなかったのは３％で，残りの５％は条件変更を行ったうえで返済がなされている。設立された企業の存続率は２年後には65％，３年後には57％で，これはフランスで設立された企業の存続率の平均値よりも高い。次項で紹介するように，Adieの融資先は困難を抱えた人が多いことを考慮すると，この存続率は非常に高く感じられる。

（注15）個人向けマイクロクレジット分を含む。この項の以下のデータについても同様。

（4）　設立した企業の業務内容と借入者のプロフィール

a　設立した企業の業務内容

Adieのアニュアルレポートにより，Adieからの借入によって設立された企業の業務内容をみてみた(注16)い。

最も多いのは，散髪や介護などの「対人サービス」と「移動商店」で，それぞれ25％を占める。移動商店は，改造した車両で軽食を販売したり，朝市に露店を出したりするようなものをさしている。次いで多いのは，通常の商店をさす「定着した商店」（21％）である。毎年のAdieのアニュアルレポートをみると，黒人女性向けの化粧品を扱う店，アクセサリー店，タジン鍋などの食器を扱う店が紹介されており，こうしたものが該当するとみられる。そのほかは「建築業」９％，「ホテル・レストラン」７％，「農業」４％，「手工業」４％，「輸送」３％，「芸術・文化・レジャー」２％である。

Adieでのヒアリングによると，これまでにAdieから融資を受けて最も成功したと考えられるのは，01年に約4,000ユーロ（約46万円）を借り入れ，家を訪問してパソコン修理を行う企業として設立されたGo-Microである。Go-Microは，現在では50か所の事業所，750人の従業員を抱える企業に成長しており，フランス国外にも事業所を設けている。創業者は，05年に首相官邸に呼ばれ，なぜ失業者が３年間で国内第一のパソコン修理業者になれたのかを首相に聞かれたこともあるという。ただしこれはレアケースで，通常は本人だけか，従業員が１人ぐらいの企業がほとんどである。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

b　借入者のプロフィール

次に借入者のプロフィールをみると，借入者の約７割は，起業前は「雇用復帰支援手当（ARE）」や「社会参入最低所得（RMI）」等の社会保障に頼っていたことが分かる（第２図）。収入源が「なし」という人が28％を占めているが，そのなかには税務署に申告していないようなヤミ労働についていた人も含まれるとみられている。

学歴については，「職業高校卒」の人が36％，「普通高校卒・大学入学資格取得」が20％，「読み書き足し算ができる」が19％，「短大・大卒・大学で２年間学んだ」が18％で，「非識字」の人も７％を占めている。

居住地について，約10％の人が定住地を持たない人とされており，ロマの人々も借り手として多いとのことである。Adieによると，こうした人々は正規の教育は受けていないものの，生活力があってたくましいのだという。ロマの人の場合，一緒に生活している集団内での結束が強いので，同じ集団の人のなかから保証人をつけると，集団生活をしていくために返済を滞らせることがほとんどないという。Adieでは，このように借り手の習慣や文化に配慮しながら対応を行っている。

借り手の年齢は，「30～39歳」が33％，「40～49歳」が24％，「25～29歳」が17％，「50歳以上」が16％，「25歳未満」が10％を占めている。

第2図　借り手の起業前の収入源（2009年）

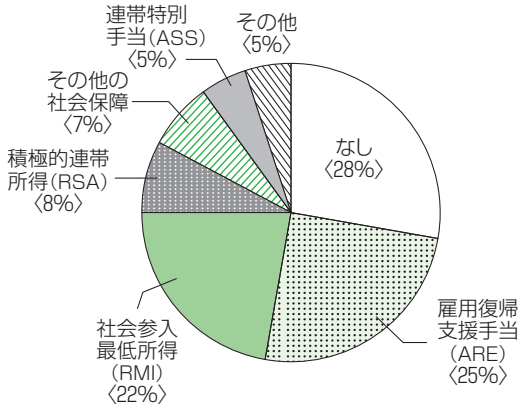

資料　Adie ‘Rapport Annuel 2009’

（注16） アニュアルレポートには零細企業の設立者のプロフィールとして紹介されているため，明示はされていないが，この項で紹介しているデータには個人向けマイクロクレジットの借入者は含まれないとみられる。

3　マイクロクレジット機関の活動をサポートする仕組み

ここまでAdieの業務と実績についてみてきたが，以下ではAdieを具体例としつつ，フランスにおいてマイクロクレジット機関の活動をサポートするためにどのような仕組みがとられているかを紹介したい。

(1)　融資のための資金源

まず，第一は融資をするための資金源についてである。

a　設立当初

設立当初，Adieではグラミン銀行のように，借り手が数人で１つのグループをつくり，一緒に返済計画を作成したり，お互いの借入の保証を行ったりすることを考えていた。しかし，この方法は，農村など小規模コミュニティの人々が集まってグループ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

を作っているグラミン銀行には有効でも，フランスのもともと知り合いだったわけではない人たちにはなじまなかった。(注17)

そのためAdieでは融資のための資金源がなかったが，ヨーロッパの貧困克服プログラムとともに，CCFD（飢餓撲滅と開発のためのカトリック委員会）等いくつかの団体が資金を提供してくれることになり，融資ができるようになった。しかし，90年の時点では，融資の件数はわずか34件に過ぎなかった。

b　銀行との提携による融資業務の拡大

94年に，Adieの活動をテレビのドキュメンタリー番組で見たクレディ・ミュチュエルの地方連盟の会長が，Adieとクレディ・ミュチュエルとの提携を提案したことを皮切りに，銀行との提携による融資業務の拡大が実現した。

この枠組みにおいては，Adieが借入のための書類を準備し，前述の貸付委員会において審査を行う。その結果，融資が決定すると銀行は市場金利で融資を行う。通常のローンと同様の管理は銀行が行うが，新規に設立した企業への経営アドバイス等はAdieが行う。保証人が50％の保証を行い，万一返済が３回滞った場合には，Adieがローンを銀行から買い取り直接回収を行うという方式であった。

こうした提携によりAdieの融資件数は徐々に増加し，提携する銀行も拡大した。しかし，このやり方では，Adieの審査で融資の決定をしても，銀行側が手続きをして実際に融資を実行するまでに時間がかかるという問題があった。

c　法律の改正

こうした問題点を解消するための解決策となったのが，転貸方式である。フランスでは，非営利のアソシエーションが銀行から資金を借り入れ，それを転貸することは認められていなかった。しかし，Adieのロビー活動にフランス銀行協会も協力したことによって法律が改正され，03年からRMIを受ける人に貸付を行うアソシエーションは，銀行から借り入れた資金を転貸することができるようになった。新しい枠組みのもとでは，銀行がAdieに対してクレジットライン（Adieがいつでも自由に借入できる枠）を設定し，その枠内でAdieからRMIを受給していて新規に事業を設立する人に直接融資を行うことができるようになった。これにより現在では，Adieは借入希望者の最初のコンタクトから，平均30日でマイクロクレジットを供与している。(注18)

さらに09年１月から施行された経済現代化法では，従業員３人以下の企業に対する融資や個人向けマイクロクレジットにも，銀行から借り入れた資金を転貸できるようになった。

d　2009年における資金の出し手

Adieによれば，現在は転貸方式が主である。マイクロクレジットに転貸するために銀行から借り入れる資金の金利は半年ごとに見直すことになっている。その水準は08

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

年下期には4.71％だったが，09年上期からは1.95％に低下している。09年のマイクロクレジットと信用貸付金の資金の出し手は第３図に示すとおりである。マイクロクレジットの資金の52％を協同組合銀行（バンク・ポピュレール，クレディ・ミュチュエル，クレディ・コーペラティフ，クレディ・アグリコル，ケス・デパルニュ）が占めている。信用貸付金は無担保・無保証，金利ゼロの資金であるだけに，資金の出し手も公的金融機関である預金供託公庫（CDC）や，地方自治体，国，そしてかつては公的な性格を有していたケス・デパルニュ（現在は協同組合銀行）のシェアが高い（第３図）。

Adieといちはやく提携を開始したクレディ・ミュチュエルでのヒアリングによれば，Adieとの提携から大きく収益を上げることは想定していないが，まったくの慈善活動というわけではなく，むしろ将来の顧客候補を得るよい機会としたいと考えている。先に述べたとおり，Adieの貸付委員会がしっかりとした審査を行っているうえに，後述するように融資した後もAdieが経営のサポートを行っているため，貸倒れの比率は低い。融資の申込書や必要な書類の作成についてもAdieが手伝っているため，非常に少額の融資であっても採算が合わないというわけではないとのことである。

Adieは自らを失業者が起業する一期間をサポートする機関として位置付けており，設立した企業が軌道に乗れば一般の銀行と付き合ってほしいと望んでいる。クレディ・ミュチュエル側も，将来的に起業した人たちが自身の利用者になることを期待している。

09年のクレディ・ミュチュエルからAdieへの資金提供額は，300万ユーロであった。クレディ・ミュチュエルでは，Adieのほか，同様の活動を行う組織であるFrance Active，France Initiative とも提携を行っており，

第3図　マイクロクレジットと信用貸付金の資金の出し手

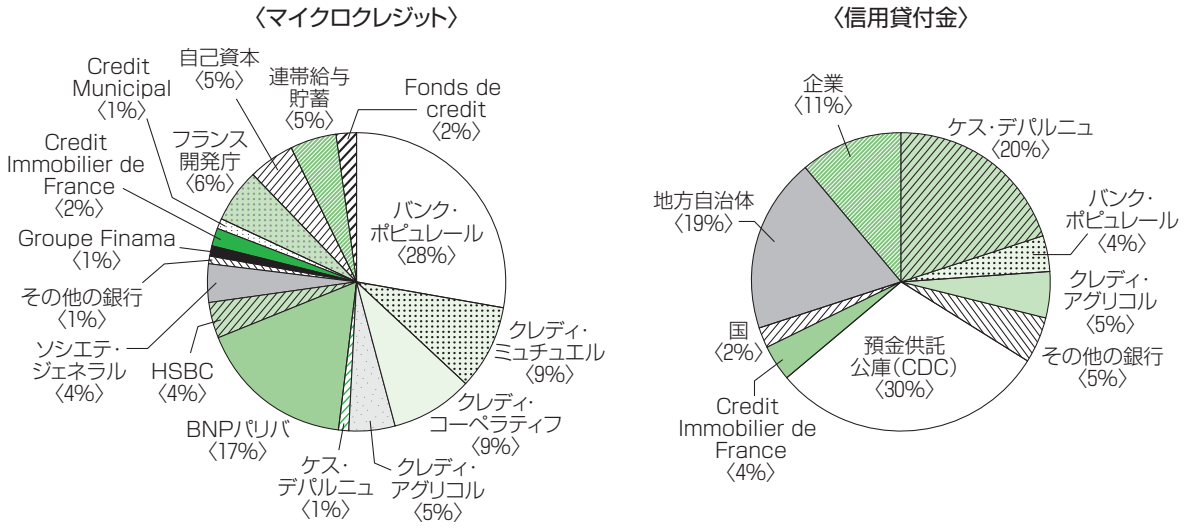

出典　Adie 'Rapport Annuel 2009'より引用

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

これらの３つの組織を経由して，09年にはグループ全体で総額１億5,100万ユーロ（173.7億円）の資金が起業のためのマイクロクレジットにあてられた。

（注17） Bourguinat（2005）p.17
（注18） Granger and Lämmerman（2009）p.9

（2） 起業者をサポートする仕組み

Adieでは，融資の前に事業計画の策定など設立のための支援や，起業後の法務，税務アドバイスなどのフォローも行っている。このサポート業務には，有給職員の一部がかかわっているだけでなく，1,530人のボランティアが携わっている。ボランティアには，現役あるいは退職した企業経営者，コンサルタント，銀行員，会計士等がおり，これらの人々が有給職員とチームを組んで専門知識を生かしつつ，新規事業の経営計画の立て方や資金管理等についてアドバイスを行ったり，借入のために必要な書類の作成を手伝ったりする。

また，若者や特定の問題を抱える人々（例えばフランス語を十分に話せない等）などに対する特別なビジネスサポートプログラムも作られている。

Adieから借入をした人は，借入期間中，法律相談などの経営支援をAdieから受けることができる。法律相談については，大手の法律事務所がボランティアで起業者に対して電話で相談に対応してくれているため，無料でサービスを提供することができる。

こうした支援にかかる費用は，借入者１人につき平均で年間1,660ユーロ（約19万900円）と算出されているが，この額は失業者に社会保障を給付するよりもずっと少ない。

Adieでは組織内でサポート業務を行っているが，同様の活動を行うFrance Activeの場合，提携している国の機関であるBoutique de Gestionがサポートを行っているという違いがある。

（3） Adieの運営費用への助成

09年の場合，Adieの運営費用は約3,007万ユーロ（約34.6億円）であった。融資から得られる収益では，これらの費用をまかなうことは不可能であり，その多くは公的機関からの補助金や民間企業からの寄付があてられている。09年の場合，その額は約2,425万ユーロ（約27.9億円）であり，内訳は第４図のとおりである。Adieによれば，民間企業からの寄付の割合は04年には６％であったが，09年には14％となり，その比率が高まってきている。

こうした補助金や寄付は，特定のサポート業務に対してなされるケースも多いという。例えば，ヘアケア用品を扱う企業の寄付の場合，美容師になることを希望する若

第4図　Adieへの補助金・寄付の内訳（2009年）

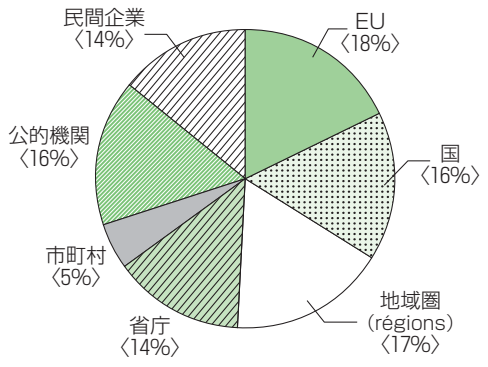

出典　Adie 'Rapport Annuel 2009'より引用

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

者へのサポートのために行うなどである。企業の場合，こうした寄付に対して，税金の控除というメリットもある。

(4) 融資の保証

Adieのマイクロクレジットは，主に２つの保証基金による保証を受けている。一つは困難な状況にある人を労働市場に統合することを支援する組織に保証を提供するFGIEで，前述の社会統合基金が資金を拠出している保証基金である。FGIEは，融資額の70％までの保証を行う[(注19)]。もう一つは中小企業に対するリスクキャピタルの融資や保証を行う欧州投資基金（フランス語での略称はFEI[(注20)]）による保証である。FEIは，融資額の75％までの保証を行う。両方の保証を併用することはできない。

社会統合基金は，起業向けマイクロクレジットに資金を拠出するだけでなく，個人向けマイクロクレジットに対しても保証を供与している。

(注19) FGIEは，通常融資の50%までしか保証しないが，Adie向けのみ70%まで保証を行う。

(注20) 欧州投資基金には，欧州投資銀行が61.2%，欧州委員会が30.0%，民間金融機関が8.8%を出資している。

おわりに

本稿ではヨーロッパの代表的なマイクロクレジット機関であるAdieの業務内容と，Adieを具体例としてフランスにおけるマイクロクレジット機関支援の枠組みを紹介した。Adieでは，非識字や定住地を持たないなど，社会的にみて非常に困難な状況にある人が零細企業を設立することを促進している。具体的には，借り手の文化的な背景に合わせて保証人を徴求したり，融資前後のサポート等きめ細かい対応を行っていること，またAdie自身が，マイクロクレジット機関が活動しやすい環境づくりや支援のための枠組みづくりを先導してきたことが分かる。

日本においても既に中小企業融資を業務とする銀行や制度は設けられているが，今後は雇用環境の悪化もあり，社会的に非常に困難な状況にある人々への起業支援等のニーズが高まることも想定される。そのような場合，フランスのマイクロクレジットの経験から，どのようなことがポイントとなると考えられるかを指摘して本稿を結びたい。

(1) サポートの重要性

Adieの例でみたとおり，フランスの代表的なマイクロクレジット機関は，単に資金を貸し付けるだけでなく，事前に事業計画づくりや借入のための書類の作成を手伝ったり，融資の後にフォローしたりする等の借り手へのサポートをセットで行っている。この仕組みは，起業向けだけでなく，個人向けについても取り入れられている。

こうしたサポートの効果について，経済・産業・雇用省の報告書「マイクロクレジット」では，SINE（新設企業情報システム）が実施したアンケートの結果を紹介している[(注21)]。それによると02年に失業者が設立した

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

個人企業のうち，サポート機関のサポートを受けていた企業の場合は３年後の存続率が62.7％であるのに対し，サポートがない場合は56.2％であった。このことからは，新規設立企業に対してはきめ細かくサポートすることが存続率を高め，結果的に金融機関からの融資の返済率も高まるとみられ，マイクロクレジットとサポートをセットにして提供していくことが非常に重要であると考えられる。

（注21） Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi (2009) Annex V p.16

（2） 様々な資源の活用

Adieでは，サポート業務においては，ボランティアの人々が重要な役割を果たしている。サポート業務を含む，Adieの運営経費の大半は，公的機関や企業等からの補助金や寄付があてられている。また，融資のための資金は銀行からの資金を転貸しており，融資には公的な保証機関からの保証を受けられる。このように考えると，Adieというマイクロクレジット機関は，さまざまな経済主体からの資源を活用することによって，１件平均2,800ユーロ（約32.2万円）という少額の融資に対して，経営サポートをつけるということが可能になっている。

一般の銀行もこうした業務に取り組むべきだという意見もあるかもしれないが，Adieの例からみても，民間企業が商業ベースで行いうる業務ではないと考えられる。筆者の個人的な見解になるが，困難な状況にある人々の起業のための融資については，Adieのような専門機関がサポートも含めて融資を行い，一般の銀行はそうした組織に対して融資のための資金を拠出するというかたちで関与するほうがより効率的であると考えられる。

ただしフランスには，一般の銀行が通常の業務の枠外で基金等を設立するなどして同様の取組みを行う事例が存在することは付記しておきたい。

（3） 地域内での多様な組織の有機的なつながり

Adieは，地方ごとに支部が設けられており，それぞれの地方で独自に金融機関と提携している。本稿では詳細を説明できなかったが，保証基金の運営も地方ごとであり，Adieに集まる資源は地域の特性を反映したものとなっていると考えられる。

Adieがグラミン方式を試みてうまくいかなかったように，農村部の混住化や過疎化，都市部への人口集中や人間関係の希薄化等の環境変化，また移民問題など社会の問題が複雑化していること等があり，同質な人々だけで集まって自ら問題を解決していくことはより困難になっていると考えられる。そのため，問題解決のためにはさまざまな経済主体が連携して取り組むことも必要になってきているが，その場合においても，Adieの例をみると一定規模の地域を基盤とすることが重要だと考えられる。

現在のAdieは，運営経費の多くを公的機関からの補助金でまかなっているが，もともとAdieはノヴァク氏のリーダーシップの

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

もとに生まれた民間機関が，地域のボランティアの人々や地域の他の組織とのネットワークを基盤として発展してきた組織である。公的な補助金や保証等は活動の促進には役立っているが，そもそも地域内の有機的なつながりなしにAdieが発展することはなかったのではないか。

フランスでは，Adieのようなマイクロクレジット機関を支援する方が，失業者に社会保障費を支払い続けるようもコストが少なくて済むことから政策的な支援が強化されたとみられ，小さな草の根に水や肥料を与えて大きく育ててきたと考えられる。草の根がなければ，水や肥料を与えても何も育つことはないのであり，草が根を生やしやすいような環境を整えたり，根が生えてきたところに適切に水を与えたりすることが重要だとみられる。

したがって，今後日本で社会的な困難を抱えた人への起業支援を発展させようとする場合は，欧州委員会の文書が指摘するとおり，マイクロクレジット機関が設立され活動を展開していくうえでの障害を取り除き，フランスの銀行法が改正されたように，地域内の多様な組織が連携しやすくなるような法的な整備を進めることも重要であると考えられる。(注22)

(注22) Commission of the European Communities (2007)

<参考文献>

・Adie, *L'AVENTURE DU MICRO-CRÉDIT EN FRANCE*, 2008, Textuel
・Bourguinat, E. (2005) *Opening up the financial sector, France, Haut Conseil de la cooperation internationale*
・Commission of the European Communities (2006) "Implementing the Community Lisbon Programme: Financing SME Growth – Adding European Value"
・Commission of the European Communities (2007) "A European initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment"
・Enterprise Directorate General of the European Commission (2003), "Microcredit for small businesses and business creation: bridging a market gap"
・EUROFI (2008) "The development of microcredit in the European Union - A tool for growth and social cohesion –"
・European Commission EuropeAid Co-operation Office (2008) "Guidelines for EC Support to Microfinance"
・European Microfinance Network (2010) "2008-2009 Overview of the Microcredit Sector in the European Union"
・Granger, B. and Lämmerman, S. (2009) "MFI efficiency and State intervention – what correlation? (Empirical analysis of the two main strategic French microcredit models – used in this paper as analytical grids for the ongoing debate about microfinance in the South)", A working paper presented to the First European research conference on microfinance
・McDowell, M. (2006) "Microcredit in Europe: The Experience of the Saving Banks"
・Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi (2009), "LE MICROCRÉDIT"
・重頭ユカリ（2007）「フランスの協同組合銀行と連帯ファイナンス機関ADIEの連携」『農林金融』１月号
・重頭ユカリ（2010）「ヨーロッパのソーシャルファイナンス」『総研レポート』
・村上義昭（2004）「フランスの創業支援－雇用政策の要としての創業支援策－」国民生活金融公庫『調査月報』５月
・村上義昭（2005）「フランスの中小企業金融」国民生活金融公庫『調査季報』第74号，８月

（しげとう　ゆかり）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

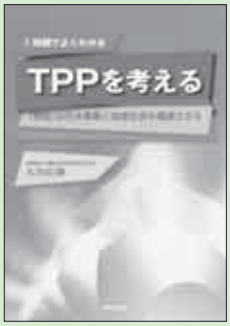

TPPを考える

「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる

(株)農林中金総合研究所理事研究員　石田信隆　著

A5判62頁　定価420円（税込）（社）家の光協会

突然浮上したTPP問題。それは本当に「開国」なのでしょうか？例外なき関税撤廃を原則とするTPPは日本農業を壊滅させるとともに農業の多面的機能も大きく減退させます。

また医療、保険、公共事業など多方面での影響も甚大で、地域社会が激変するおそれがあります。

本書はTPPが農業と暮らしに及ぼす重大な影響をわかりやすく解説し、日本がすすむべき道を提案します。

目　次

第1部：TPPとは何か
第2部：日本農業とTPP
第3部：私たちの地域と暮らしはどうなるか
第4部：明日の元気な農業と地域社会をつくるために

購入申込先……（社）家の光協会　TEL 03-3266-9029（販売）
お問い合わせ……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

談話室

地域内国際分業と地域間国際分業

富の源泉である分業が，国家を越えて展開し，経済と社会を発展させる国際分業は，地域の視点から二つの類型に区分できる。一つは，地域内国際分業であり，もう一つは地域間国際分業である。国際分業を商品の流れから見た外国貿易は，地域内貿易と，地域間貿易に区分できる。東アジアを日本，韓国(ROK)，朝鮮(DPRK)，中国，台湾，香港，ASEAN10ヶ国とすると，これらの国・地域間の分業が地域内国際分業であり，貿易が地域内貿易である。これに対して，東アジアと北米(米国，カナダ)，EU等，東アジア以外の地域との分業は地域間国際分業，貿易は地域間貿易である。なお，一国内でも地域を設定しえるが，本小稿は，東アジアという一つの国際地域について述べる。

米国の金融危機が世界全体に波及し，実体経済にまで影響を及ぼした2008-09年のグローバル金融経済危機は，1970年代末以降，約30年間続いた「グローバル化と市場化を通じた世界経済成長」の終焉として，世界史の中に位置づけられる。危機への対処は，1970年代危機起源のG８では不可能となり，新興国も加えたG20による財政金融の大拡張を通じて世界恐慌が回避された。しかし，米国など先進国の財政悪化と経済停滞，USドル減価を実証する食糧並びに原油など資源エネルギー価格の上昇，金暴騰を生み出し，途上国および先進国の政治不安定の背景となっている。

グローバル化と市場化の中で世界経済は成長した。1979年からの30年間，いくつかの景気循環はあったものの，世界は平均3.1%(1990年USドル価格で計算)の経済成長を遂げ，GDPは2.2倍，一人当たりGDPも1.5倍となった。成長を支えたのは貿易であり，GDPに対する貿易(輸出)の比率は14%から25%に上昇している。

東アジアは世界平均を上回る年4.7%の成長を遂げ，GDPは3.2倍，一人当たりGDPも2.3倍となっている。貿易拡大はさらに顕著であり，輸出のGDPに対する比率は同期間に13%(世界平均とほぼ同じ)から35%(平均を10%上回る)に大幅に上昇している。ただし，問題は，輸出と輸入の不均衡が拡大していること，また，地域内貿易は拡大しているものの，最終需要を米国およびEUとの地域間

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

貿易に大きく依存していることである。2006年の東アジアの最終財輸出の３分の２が米国とEUなど域外向けであり，域内向け中間財輸出に含まれる欧米向け最終財輸出用の部分を考慮すると，最終需要における米国，欧州依存，すなわち，地域間国際分業への依存はさらに高くなる。これに対して，例えばEUの場合，最終財輸出の３分の２以上が域内向けであり，域内，域外の比率は東アジアと正反対となっている。こうした問題点は，東アジアの経常収支の大幅黒字，ならびに米国の大幅赤字という国際収支不均衡の増大となって現れ，グローバル金融経済危機の背景となった。

地域内国際分業や貿易を発展させ，地域内経済関係を強化することは，地域主義や地域化であり，地域間国際分業や貿易の発展を追求するグローバリズムやグローバル化と対比できる。地域と世界の経済社会の持続的発展を実現するためには，両者のバランスが重要であり，前者を基礎にした後者の発展が望ましい。なぜなら，地域化は，グローバル化の負の側面である格差拡大，環境破壊，農業衰退などを抑制し，メリットを適切に活用することができるからである。

東アジアはそれぞれの国内ならびに各国間の経済・社会格差を抱えながらも，1997-98年の通貨金融危機を早期に克服し，地域全体として経済成長を続けてきた。そして，同危機を契機にASEANと日中韓の３つの「ASEAN＋１」など，地域内の自由貿易協定（FTA），経済連携協定（EPA），金融協力（チェンマイイニシアチブなど）を拡大してきた。2008-09年のグローバル金融経済危機は，東アジアの経済成長を減速させたものの，中国をはじめとして，東アジアの世界経済における存在と役割は増大している。ただし，地域間国際分業への依存は基本的に変化していない。

現在，東アジアで求められているのは，地域協力の核となっているASEAN（2015年の共同体建設で合意）を軸に，３つの「ASEAN＋１」を統合することによって，東アジアのほぼ全域を包括するFTA/EPA圏を構築し，地域内国際分業と地域内貿易を発展させること，そして同時に，環境改善や農業振興，域内の相対的に遅れた地域・国の発展支援（域内地域政策）を強化することである。依然として不均衡に大きい，北米，EUなどとの地域間国際分業の発展を優先させるような協定を締結することではない。

（立命館大学経済学部 教授　松野周治・まつの　しゅうじ**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

6次産業化の論理と基本課題

――農山漁村から市場経済を組み替える取組み――

主任研究員　室屋有宏

〔要　　旨〕

1　日本の食の市場は1995年以降，縮小傾向にあり，特に国産の農林水産物の市場規模は10年間に20%減少している。一方で川中，川下の食品産業は雇用者数の増大を伴いつつ，さまざまな差別化の取組みにより市場の縮小を軽微なものにとどめてきた。

2　「農業生産と加工・流通（販売）を一体的にとらえ付加価値の増大を図る」という6次産業化の取組みは，川下の食品産業が主導する形で農業に浸透している。この動きにこたえる形で，産地サイドでも大きな経営発展を遂げる農業法人等が増加している。

3　川下主導のフードシステムの取組みは，地域農業や地域経済全体の振興という点で不十分であり，地域の所得・雇用を広げ，食の市場全体を拡大，豊かにしていく地域主体のフードシステムを強く太くしていく必要がある。

4　こうした観点から本年3月に「6次産業化法」が導入されたが，政策内容は個別の6次産業化に焦点があたる一方で，それをネットワーク的に広げ，地域全体の活性化につなげる戦略や「担い手」が明確になっていない。

5　農村の6次産業化では，今後の人口減少や大手企業との価格競争に対抗する視点が重要である。大手企業が手を出せないようなローカルなニーズをしっかりとらえた商品開発が必要であり，また商品・サービスに文化・歴史，福祉，環境等，地域に内在する価値や課題を非物質的価値として織り込む取組みが有効であろう。

6　農村の6次産業化は，地域社会の人的資本，ソーシャルキャピタル（社会関係資本）といったソフトな資本を成長の基盤にしており，取組み参加者全員の自発的な協働がビジネスの成功要因となる構造がある。一方，ソフトな資本の強みを生かすためには，販売や設備のための一定のハード投資も必要となるが，金融機関の既存スキームではうまく対応できていないことが6次産業化の大きなネックになっている。

7　農協が6次産業化の歴史的意義をよく認識し推進していくことで，地域と農業を同時に振興できるメリットは大きい。生産者に限らず「地域に農業がある」ことのメリットを地域全体で共有し6次産業化を広げていくことは，農村から日本社会全体のあり方を組み替えていくインパクトがあると考えられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　川下主導で先行した６次産業化
（1）　縮小する我が国の食品マーケット
（2）　川下主導の６次産業化
（3）　６次産業化の２つの方向
2　６次産業化に関する政策およびアプローチ
（1）　６次産業化の政策フレーム
（2）　６次産業化のアプローチ
（3）　人口オーナス時代の６次産業化
3　農村の６次産業化の課題
（1）　６次産業化のコア戦略
（2）　販売と金融

はじめに

農業生産と川下の加工・流通を一体的にとらえ，付加価値拡大を目指す６次産業化が農業政策の主要な柱となり，またビジネスのうえでも関心を集めている。

しかし，実態をみると，６次産業化の流れは川下企業が主導し農業に浸透するベクトルが強く，農村からの内発的な６次産業化はまだまだ弱いのが実情である。日本が置かれている厳しい経済環境を考えると，政策支援があっても農村の６次産業化を今後，面的に進展させるのは容易なことではないようにみえる。

本稿においては，農村の６次産業化を地域社会の活性化に生かす観点から，その論理と基本課題について考察してみたい。

1　川下主導で先行した６次産業化

（1）　縮小する我が国の食品マーケット

農村の６次産業化を検討するにあたって，まず日本の食品市場と１次産業の全体的関係について概観しておきたい。

農林水産省の統計によると，日本の食の市場（飲食費最終消費）は1995年の82.0兆円をピークに以後減少しており，2005年では73.6兆円へと10年間で９％近く縮小している。他方，この間に国産の農林水産物の規模は11.7兆円から9.4兆円へと20％の大幅な減少となり，また食品市場全体に占める割合も年々低下している。これに対して，輸入農産物・加工品が着実に増加しており，特に輸入加工品が長期デフレ下での「安価な食品ニーズ」をとらえる形で着実に日本に浸透してきている（第１表）。

川中・川下に位置する食品製造，外食，流通業（以下これらを総称して「食品産業」という）の規模も，95年をピークに減少に転ずるが，その減少幅は国産農林水産物に比べると軽微である。95年以降の長期不況期に，食品産業は輸入品を利用した「低コスト」を追求する一方で,「利便性」「健康・自然」「安全・安心」等さまざまな差別化を通じた事業規模の維持を図ってきたといえる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　最終消費からみた飲食費の帰属および帰属額割合の推移

（単位　10億円，%）

	合計	農水産物			輸入加工品	食品製造業	外食産業	食品流通業
		計	国産	輸入				
1980年	47,938	13,770	12,334	1,436	2,032	11,606	7,476	13,055
（比率）	(100.0)	(28.7)	(25.7)	(3.0)	(4.2)	(24.2)	(15.6)	(27.2)
85	59,780	14,913	13,117	1,796	2,007	16,472	10,149	16,238
（比率）	(100.0)	(24.9)	(21.9)	(3.0)	(3.4)	(27.6)	(17.0)	(27.2)
90	70,153	14,263	13,113	1,150	4,026	19,617	11,882	20,366
（比率）	(100.0)	(20.3)	(18.7)	(1.6)	(5.7)	(28.0)	(16.9)	(29.0)
95	81,962	12,810	11,666	1,144	4,495	21,138	14,534	28,985
（比率）	(100.0)	(15.6)	(14.2)	(1.4)	(5.5)	(25.8)	(17.7)	(35.4)
00	79,507	11,782	10,611	1,171	4,611	21,687	14,481	26,946
（比率）	(100.0)	(14.8)	(13.3)	(1.5)	(5.8)	(27.3)	(18.2)	(33.9)
05	73,584	10,638	9,426	1,213	5,236	19,188	13,186	25,335
（比率）	(100.0)	(14.5)	(12.8)	(1.6)	(7.1)	(26.1)	(17.9)	(34.4)

資料　農林水産省大臣官房情報評価課『農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（平成17年表）』
www.maff.go.jp/j/tokei/kikaku/nenji/other/n514.xls（アクセス日2011年2月21日）

こうした食品産業の行動のひとつが，長期不況下での雇用者数の増加となって現れている（第1図）。食品産業の雇用者数はバブル崩壊後も高い水準を維持しており，特に飲食料品小売業においては，地価下落による新規出店・増床が相次ぐなかで雇用は大幅に拡大しており，輸出関連産業が円高・グローバル化に対応し国内雇用を縮小させた動き，また1次産業従事者の急速な減少と比べて対照的である。

第1図　全製造業と食品製造業，飲食料品小売業における従業員数の変化

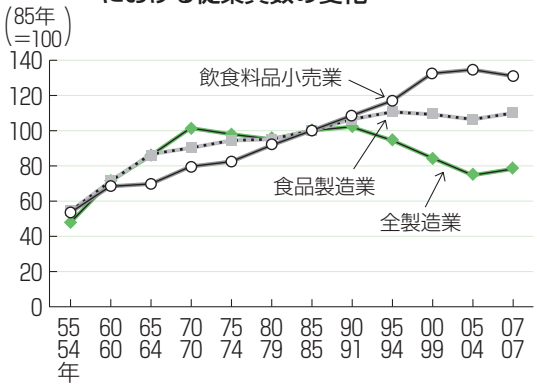

資料　食品産業センター『食品産業統計年報』（平成22年度版）より作成
（注）　調査年の違いから，飲食料品小売業の年次は下段に対応。

07年の食品製造業，飲食料品小売業の雇用者数はそれぞれ117万人，308万人であり，これは10年の農業就業人口（販売農家）261万人を上回る規模で，特に地方では食品産業は1次産業と並んで主要な雇用機会を提供している。しかし，縮小が続く食品市場のパイを巡る熾烈（しれつ）な競争は食品産業の経営体力を低下させており，特に零細・中小企業が受ける淘汰・再編の圧力は，今後増大することは避けられないといえる。

（2）　川下主導の6次産業化

近年，川下に位置する食品産業は消費者ニーズに対応するために，生産―加工―流通（販売）のフードシステムの再構築を企業主導で進め，このなかで農業との連携強化を図っている。「川下主導の6次産業化」ともいえる取組みは，形態としては契約取引においてはゆるやかな販売契約から数量契約，全量取引などがあり，また農業への直接参入，農業生産法人への出資を通じ農

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

業経営に直接関与する度合いも強める傾向にある。さらに，農産物の調達以外に，大手流通を中心に，近年ではプライベート・ブランド（PB）の開発等により，加工機能を内部化するようになっている。

このような食品産業の対応からは，たんに低価格を消費者にアピールするだけでなく，輸入品に対する差別化の観点からも，国産フードシステムの再編にも目を配りつつ，トータルで企業の競争優位を強化する戦略がみてとれる。消費者と直接的な接点を持つ食品産業は，長期の不況のなかで従来以上のリスクを取ってでも農業への関与を強化する必要性をいち早く感じ，市場取引と異なる「川下からの６次産業化」を展開させていったといえる。

例えば，最近増加している食品企業の農業参入の動機をみると，「商品の高付加価値化・差別化」「原材料の安定的確保」「トレーサビリティの確保」等が上位を占め，コスト対応は低い順位にある（第２図）。

このような食品産業の取組みに対応する形で，産地サイドでも大きな経営発展を遂げる農業法人等が増加し注目を浴びている。特に，業務用野菜の法人では，食品産業のニーズを踏まえ，その「調達部門」のように機能することで，流通マージンを節約し自らの農産物に対する価格決定力を高めようとする動きが強まっており，そのために厳格な栽培管理，加工等を含めた需給調整，周辺農家の組織化等を行うようになっている。

生産者側が大規模化すればするほど経営

第2図　食品産業が意識する農業参入の理由
――農業参入の理由(2つまで回答)――

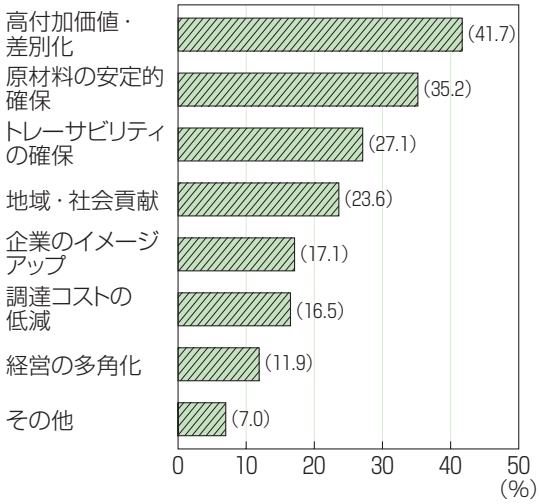

出典　日本政策金融公庫「平成22年度第1回食品産業動向調査」

安定のためにも川下実需者との連携深化が必要になり，この過程がさらなる業容拡大につながる関係があり，近年では売上高が10億円を上回る経営体も珍しくなくなっている。

しかし，こうした連携は川下企業に誘発された性格が強く，実需者が求める安定供給，安全基準，価格といった条件にこたえていける生産者は法人等の大規模生産者や一部農協に限定されてくるのが実情であろう。また連携条件そのものが双方にとって持続可能なものかどうか，連携関係の将来的変化を含めた経営リスクをいかにコントロールするかが，とりわけ生産者サイドにおいて重要課題になっている。

(3)　6次産業化の2つの方向

「川下主導の６次産業化」が国内のフードシステム強化につながった面は否定できないものの，そうした取組みは食品産業，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

特に大企業が自らの競争力優位を主たる目的にしているだけに，地域農業や地域経済の全体的な振興という視点が十分でないのはある意味当然であろう。フードシステムはたんに経済効率性を競うのではなく，それが誰のためのものなのか，またその持続性や発展性という長期的観点が重要な判断基準となろう。

地域の農業生産，所得・雇用を広げ，食の市場全体を拡大，豊富化させていくためには川下主導の垂直的なフードシステムに対する健全な対抗軸として「川上からの６次産業化」を振興し，地域が主体となるフードシステムを拡大していくことが地域活性化の重要なテーマになってきている（第３図）。

ただし，ここで強調しておきたいのは，川下主導のフードシステムといってもその取組みはまさに多様であり，また必ずしも川下主導と地域主体の２つの軸が明確に分かれ，相互に排除し合うものではない点である。[(注1)]例えば，スーパーの売り場や外食メニューには，地域性ある商品を求める強いニーズが存在する。また大規模法人等が対企業と地域との連携をミックスし，取引チャネルの多様化に活用するといったこともあろう。大規模法人では相当な経営能力が蓄積されるようになっており，こうした経営資源は地域主体のフードシステムの深化に役立つはずである。さらに大手の川下企業であっても，地域主体のフードシステムを自らの成長の源泉として，今後積極的に取り入れていく可能性がある。

現実には２つの方向性が相互乗り入れ的に進行しながら，方向としては現在主流とはいえない地域主体のフードシステムが広がり，食のマーケット全体の規模拡大と豊富化が進むことが期待され，政策的にもこの「移行」をどう促進していくかが大きなカギとなろう。

第3図　フードシステムからみた６次産業化の方向性

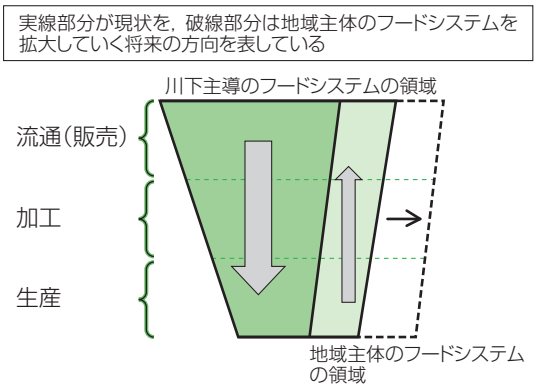

資料　筆者作成

（注１）本稿では，「川下主導のフードシステム」の対抗概念として「地域主体のフードシステム」を用いる。また「農村・農業の６次産業化」は広い概念であるが，本稿では「地域主体のフードシステム」の地域内発的な取組みという意味で用いることにする。

2　６次産業化に関する政策およびアプローチ

(1)　６次産業化の政策フレーム

生産者側において，農業を単体ではなく「加工・流通（販売）の一体化による付加価値の拡大」を図るという６次産業化の基本的な考え方は新しいものではない。農村振興を目的とする「６次産業化」（１次×２次×３次産業）という概念は，90年代半ばごろから今村奈良臣東大名誉教授が提唱，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

実践したのが最初であるとされる。

政策の面でも，生産者による加工，販売等の取組みに対する支援は，農林水産省の補助事業としてこれまで多く実施されてきた。05年から始まった「食料産業クラスター事業」（農林水産省事業）では，農業と食品産業を「食料産業」として一体的にとらえる立場が取られるようになり，さらに08年の経済産業省・農林水産省共管による農商工連携法では，中小企業と農業者の連携が打ち出された。県段階においても，産業政策として農業と商工・観光を一体的に結びつけた政策の必要性が認識され導入が進んでいる。

こうした流れのうえに，農業者等の経営展開を通じた農村の活性化を図る取組みが，農業政策の大きな柱として位置づけられるようになり，その中核的な法律として「６次産業化法」（正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出および地域の農林水産物の利用促進に関する法律」）が本年３月１日に施行された。

同法は「農林漁業者等」（法人，農協，集落営農，女性起業グループ等を含む）を対象に，①農林漁業者による加工・販売への進出等の「６次産業化」と，②地域の農林水産物の利用の促進に関する「地産地消等(注2)」の２つの施策からなり，さらに①の６次産業化は，「農林漁業者等が，農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画」（「総合化事業計画」）と６次産業化に貢献する研究・成果利用を進める「研究開発・成果利用事業計画」で構成されている。

６次産業化法のメイン施策といえるのが「総合化事業計画」（以下「総合化」という）であり，３～５年間の経営目標を設定したうえで，①農林水産物及び新商品の売上高が５年間に５％以上増加（経営目標５年のケース），②農林漁業及び関連事業の所得が向上し，かつ実施期間終了時点において売上高が経営費を上回っていること，の２要件を満たす農業者等が申請し，農林水産大臣が認定を行う手順となっている。ただし，ここでいう「新商品」は，認定を受けようとする農林漁業者等にとって初めて取り組む新商品という意味であり，また目標期間内に認定要件がクリアされなくともペナルティがないなど，ハードルは低目に設定されている。

支援措置としては，制度資金の優遇等が中心であるが（第２表），法律とは別に補助事業によるハード整備が用意されている。総合化の支援対象には，農林漁業者等の取組みに協力する民間事業者も「促進事業者」として含まれる。また６次産業化を推進するために，農林漁業者等による案件の発掘から事業化までを総合的にサポートする「６次産業化プランナー」が，各都道府県に数名配置される。

このように農林水産省の６次産業化の政策パッケージは，広範な領域を対象にしており，戸別所得補償制度等による生産者の営農を直接支援する部分を上回る所得改善は，すべて６次産業化の政策対象になって

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　6次産業化と農商工連携等促進法の比較

	6次産業化法	農商工等連携促進法
ポイント	①「農林漁業の振興及び農山漁村の活性化」等が目的 ②農林漁業者等による取組みが対象 ③農地の転用手続き簡素化等の農林漁業者等向けの支援を措置	①農林漁業者と中小企業者の「双方の経営改善」が目的 ②農林漁業者と中小企業者が連携して行う取組みが対象
目的	農林漁業者等による事業の多角化及び高度化，新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより，農林漁業等の振興，農山漁村その他の地域の活性化等を図るとともに，食料自給率の向上等に寄与	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し，それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより，中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り，もって国民経済の健全な発展に寄与
主体	（総合化事業計画） ・農林漁業者等 （加工・流通業者等を『促進事業者』として位置づけることも可能）	（農商工等連携事業計画） ・中小企業者と農林漁業者が連携
支援措置	農林漁業者等が加工または販売を行う取組みを支援するため， ①農業改良資金融通法等の特例 ②農地法の特例（農地転用手続きの簡素化） ③野菜生産出荷安定法の特例（リレー出荷支援） 等を措置	農林漁業者等および中小企業者を支援するため， ①㈱日本政策金融公庫による低利融資 ②中小企業信用保険法の特例 （保証限度額の拡大等） ③農業改良資金融通法等の特例 等を措置

資料　農林水産省ホームページ

くる感がある。これに対して，農商工連携法は「中小企業政策に農業者を加えた」（室屋（2008））もので，政策目的も商品・サービスの「新規性」を重視し，支援措置も商品開発やマーケティング活動を中心とするソフト主体の事業であるなど両者の違いは大きい。

（注２）「地産地消」関係については次のような数値目標が付されている。①直売所を地域の農林水産物の利用を促進する中核となる取組みと位置づけ，売上額１億円以上の直売所を2020年度までに50%以上に引き上げる（06年度16%），②農家民宿等のグリーンツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数を20年度に1,050万人（09年度848万人）とする，③学校給食における地場産物の使用について食育基本法の食育推進基本計画に定める目標を達成する。

(2)　6次産業化のアプローチ

農業の６次産業化を進めるアプローチとして，農林水産省（「６次産業化推進整備事業」）は，①農業主導タイプ（リレー集荷含む），②農商工連携タイプ，③地産地消タイプ，の３つのパターンを提示している。

地域主体のフードシステムを強くしていく観点から，６次産業化を推進する経路は当然いろいろあってよく，それぞれの取組みが相互に連関しながら面的なネットワークを形成していくことが重要であろう。しかし，一方で現実には地域ごとにアプローチ方法に特長があると考えられる。この点について，農商工連携の取組状況から推察してみたい。

農商工連携は10年１月末までで相談件数は3,579件，このうち318件が認定されており（10年10月では396件），採択率は10件に１件を下回る狭き門となっている。連携の中身は，農林漁業者では農業者が８割を占め，一方の中小企業では工業者が64%と過半を占めている。また連携体は２者の構成が75%であり，農商工連携は実態的には「農・工」連携が基本的な組合せとなって

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

いる。

認定事業の地域的分布では，北海道，東北，九州といった農業地帯で少なく，関東，中部，近畿といった大都市を有する地域のシェアが高い（第４図）。農業地帯での認定が少ない理由としては，中小企業が少ないこと，大産地は原料供給的な性格が強いこと，法人等の大規模生産者は独自に６次産業化を展開する傾向があるためと考えられる。また，加工という点では，農産物の種類が多い方が有利なため，大産地よりは小規模産地が集まる地域の方がむしろ適した面がある。

また，農業地帯，大産地では川下企業と直接つながるフードシステムの関係が強く，加工の場合でも一次加工の度合いが高いとみられる。地域主体のフードシステムの観点からは，地域内での農産物流通・販売，地場の中小企業との連携による高次加工といった地域連携の軸を強化していく必要があるといえる。

これに対して大都市を有する地域では，

第4図　農商工連携認定事業数の地域分布
（2010年１月末）

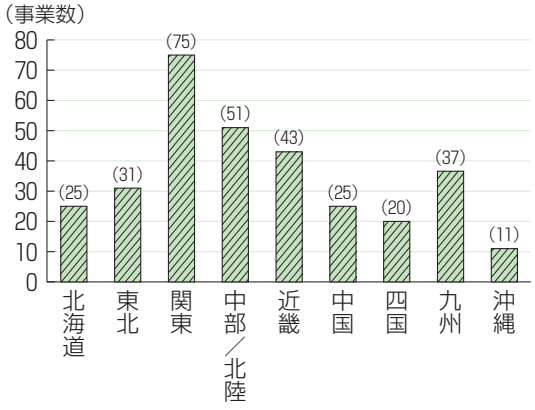

出典　農林水産省，経済産業省，(独)中小企業基盤整備機構『農商工等連携事業計画認定事例集(第5期)』

農商工連携につながる連携機会がより豊富に存在するといえる。しかし，加工度が高まるほど付加価値は大きくなるが，原料費は抑えられることから調達量は多くなく，農業との関係は「調達先」という位置づけになりやすいという問題があり，連携が「単発的な製品開発」にとどまる懸念がある（斎藤（2009））。この指摘は農商工連携の経済的側面に偏っているきらいがあるものの，連携を地域に広げていくネットワークの重要性は大きいといえる。

農林水産省の６次産業化政策についても，個別の６次産業化を推進に焦点があてられる一方で，それを束ねて地域全体に広げていく戦略性が明確になってない。地域主体のフードシステムを拡大し地域活性化を図る点からは，業種や組織の壁を越え，６次産業化の取組みをネットワーク化していく「担い手」をどう育成するかという政策も不可欠であろう。

（3）　人口オーナス時代の６次産業化

６次産業化の方向性を考える場合，本格化する人口減少，特に生産年齢人口（15～64歳）が急速に減少する「人口オーナス」（人口ボーナスに対してオーナス（onus）重荷の意）の影響が非常に大きい（第５図）。人口増が続く新興国での食料価格上昇に対し，日本では生産年齢人口がピークをつけた95年以降，食の市場の縮小が続いている事実は，大変示唆的である。

日本では１人当たりの食料消費量は飽和状態にあり，かつ生産年齢人口がこれから

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第5図　日本の人口構成の変化と予測
（2010年以降予測：中位推計）

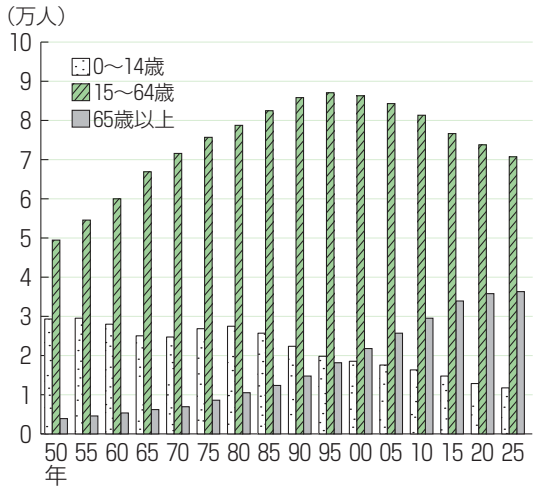

資料　国立社会保障・人口問題研究所

急減するという環境から，「量的」には今後人口減少率を上回るスピードでな最終食料需要が落ち込んでいくことは避けられないだろう。近年，特に地方スーパー等の消費の現場では「人口１割減，売上２割減」という状況が懸念されているという。

通常，企業は市場が飽和し競争激化でマージンが低下すると，技術革新を通じた新商品・サービスを投入することで「需要の壁」を乗り越え成長を維持しようとする。例えば，携帯電話はかつて全く存在しなかった市場であり，普及一巡後も頻繁な新商品投入によって連続的な市場拡大を図っている。

しかし，食品産業の場合，フードシステムの再編，目まぐるしい商品アイテムの投入，PB開発等によっても，一般産業のような形で成長フロンティアを創造していくことは困難な状況にあろう。内需産業と「宿命付けられていた」はずの食品産業が，近年大手を中心に新興国進出とM&Aを積極化させているのは，人口オーナス時代に国内市場に成長の源泉を見いだすことがいかに難しいかを物語っているといえる。

こうした環境を考えると，川下主導のフードシステムにおけるデフレ圧力は容易にはやまず，むしろ川下部門での寡占化等を通じ，傾向としては強まる可能性の方が高いのではないだろうか。他方で，当然そうした圧力は生産者に波及し，産地全体の発展性についてマイナスの影響が懸念される。

川下主導フードシステムのいちばん大きな問題点は，人口オーナスと「価格競争の罠」のなかで「新市場の創出」に成功しなかった，また今後も難しい点にあるといえる。新市場を創出することは容易なことではないが，一方で人口オーナス時代には地域主体のフードシステムの方が大手企業の「手詰まり感」を突き崩していく強みが存在すると考えられる。

そのひとつは，大手企業が気づかないようなローカルなニーズに対応した個性的な商品・サービスを創造していくことだろう。特に今後高齢者マーケットが重要となるなかで，彼らのニーズをローカルな視点でしっかりとらえることは，地域が持つ大きな強みである。

もうひとつは，地域社会のさまざまな資源や課題を６次産業化のなかでつないでいく，例えば農業と文化・歴史，健康・福祉，環境，教育，女性起業，連帯感等といった形で，農山漁村の持つ非物質的価値を商品に織り込むことであろう。この場合，モノとしての商品は過剰な時代にあって，商品

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の非物質的な価値を消費者に伝達，理解してもらう一方で，物質的な供給力そのものは抑制していくという視点が有効であろう。

こうした６次産業化の取組みを進めるにあたっては，これまでの価格次元の「売り手・買い手」という関係と異なり，生産―加工・流通―消費をつなぐ何らかの「協働性」が前提になってくる。また単に農村資源の市場化を加速させるのではなく，農村資源に磨きをかけ活用，保全していくなど，むしろ市場経済の「過剰浸透」を防ぐことで成長の源泉を見いだす構造がある。

また，このように農村の６次産業化を展開していくには，従来の「産業化」の論理を超えたビジョンなり思想が重要な役割を果たすことになる。産業社会では物質資本の優位性が競争力を左右する要因であったのに対し，成熟した日本社会における農村の６次産業化においては，人的資本，ソーシャルキャピタル（社会関係資本）といった「ソフトなストック」(諸富（2010)，254頁）の蓄積が成長基盤となってくる。そしてソフトなストックこそ本来農村に豊富に存在しているはずであり，それを活性化させ，不断に「投資」していくことが６次産業化を発展させる土台になってくる。

3　農村の６次産業化の課題

(1)　６次産業化のコア戦略

a　ストーリーと価値観の共有

川下主導のフードシステムでは，契約取引等によって企業側が生産者に経済的インセンティブを与え（技術，資本サポートがある場合も），生産者の努力水準を引き上げる関係が一般的にみられる。また取引の継続性と情報共有が両者の間で「信頼関係」を生み，いわゆるウィン・ウィンの関係が形成される。

筆者が知る範囲の６次産業化の優良事例においても，企業等が生産者の意欲にこたえる形で，有利な買取条件を提示するのが普通である（単独で６次産業化を図る場合は，農・農の間で同様な取引があるとみなすことができる)。またいずれの取組みでも「情報共有」や「信頼関係」が最も重要な連携のキーワードとしても挙げられる。(注3)

川下主導また農村の６次産業化においても，「生産者の意欲を引き出す」「信頼関係」といった連携のコア部分は類似しているが，その意味するところは根本的に異なる性格があろう。そのもっとも大きな違いは「地域的な発想」や「ストーリー全体へのコミットメント」の有無ではないかと考えられる。

優良な地域内発的な事例に共通するのは，参加者が「なぜこの取組みに参加しているのか」に対する明確な意識があり（そうした連携に時間をかけて進化したのが実態だが)，「働く理由」を了解したうえで「創造的な仕事」しているとの認識が強い。「創造的なことは大変だが面白い」というのは人間にとって普遍的な感覚であろう。

これに対して大企業が主導するフードシステムの場合，一般に参加者全員が共有するストーリーや価値観があるわけではな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

く，本質的に経済的な連携である。そしてフードシステム全体から得られる利益は，資本力や技術力等を背景にフードシステムのリーダー組織となる川下企業が自らのマージンをまず確保した後で，生産サイドへと「引き算」的に配分されるのが基本となる。

これに対し地域内発的な取組みにおいては，大企業のような物的な経営資源の優位性がないため，いわばエース不在の「総力戦」でやるしかない。そのためには連携参加者が共有する価値観，「ストーリー」の実感が不可欠となり，またストーリーは「地域のテーマ」をおのずと含んだものとなる。地域内発的な６次産業化では，このような協働関係をベースに付加価値を積み上げていく「足し算」が基本戦略となってくる。

b　対話を通じた知識の蓄積

経営学では，無数にある企業の経営資源のうち「組織特殊性」（firm-specificity）があるものを一般の経営資源と区別して「組織能力」（organizational capability）と呼んでいる。「組織特殊性」とは，「他者が簡単にはまねができず（まねしようと思っても大きなコストがかかる），市場でも容易には買えない」もので，「模倣の難しさ」がカギとなる能力を指す（楠木（2010），126頁）。

優良な６次産業化の事例では，「組織能力」に相当するものが企業組織内というよりは，地域の「関係特殊性」のような形で存在しており，そしてその実体を成すのが，地域的に近い範囲内（または価値観の共有）における協働行為や「対話」の積み重ねを通じて，暗黙知が蓄積していく進化的な関係である。

「関係特殊性」の本質はこのように規定できる一方，その具体的なあり方は地域ごと，取組みごとに異なるため，他者が容易に模倣できるようなものではなく，また部分的に取り入れるとかえってコーディネーションの不都合をきたすことが多い。６次産業化の成功事例においては，一見「非合理」とみえる部分の背後には，このような「組織能力」が持つ「経済合理性」があり，これが競争優位につながる関係があるといえる。

また地域ベースの「組織能力」を高める方途としては，関係者がとにかく会って話し合うことが不可欠であろう（現実には，特にテーマがなくても話し合う場や関係を構築するのは難しいという話もよく聞く）。

繰り返し会うことで，ひとびとの間に短期的な「費用」を支払っても「長期的な利益」についての合意形成が得やすいという関係が生まれ，「社会関係資本」の蓄積を促進させる効果があると解釈できる。また取組みに参加する生産者，企業等の間での健全な競争が人的資本の蓄積につながり，さらに人的資本と社会関係資本が相互に刺激しあうことで「ソフトなストック」形成の好循環につながる発展性がある。

（注３）本稿では紙幅の制約もあり個別事例について触れることができなかったが，主に農商工連携の事例については以下の拙稿レポートを参照。「地元産原料によるプレミアム醤油の開発―ヒガ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

シマル醤油とJA兵庫西を中心とする農商工連携の取組み―」（『農中総研　調査と情報』10年11月号），「農商工連携によるジンジャーエール開発と積極的な販売活動―JAわかやまの取組み―」（『農中総研　調査と情報』10年７月号），「『農商工連携』をどうとらえるか－地域の活性化と自立に活かす視点－」（『農林金融』08年12月号）

(2)　販売と金融

川下主導のフードシステムでは，大企業が持つ資本力や販売力を背景に大量生産，広域・大量流通，食文化の画一性の指向が強く，サプライ・チェーンも企業独自に構築していくのが一般である。これに対して，地域内発的な取組みにおいては，地域性の強い商品の小規模生産，ローカルな流通が基本となり，価格的にも加工品等では一般の競合商品より高めの設定とならざるをえない。また協働関係の進化を前提にしているため，本格的な商品開発までには時間がかかるという問題がある。一方で域内流通，人件費コストの低さ，またニッチでセグメント化された市場は競争が少ないともいえるが，全体的にみると事業規模が小さく本格的なビジネスとして成立しにくいという構造があるといえる。

農村の６次産業化におけるこうした課題をある程度カバーしてきたのが，地場企業，農協，農業法人等の持つ資本力や販売力であったといえる。農商工連携に取り組む企業のケースでは，①地域貢献を意識し地域資源を積極的に活用する新しいタイプの企業，②既存事業のなかにCSR的な取組みとして実施する企業，③既存事業を地域内発型に「書き換える」企業，などが存在する。しかし，中小企業等ではやはり独自にサプライ・チェーンを組み立てるには，販売，資金面などの制約が大きいのが実態である。農商工連携では「農・工」の連携が中心で，「商」の取り込みをどうするかと問題が依然としてあり，上記の分類でいうと①，③のケースで特に大きいといえる。

地域内発的な取組みでは，商品の非物質的価値を理解してもらう必要からも，ストーリーの全体性や価値観を共有する販売員が試食などを通じて販促する「アナログ」な手法が有効であり，そのためにはできれば直営店が望ましいと考えられる。他方で「非物質的価値」のある商品であっても，それを正当化できる範囲内の価格でなければ実際の販売にはつながらないため，一定の設備投資も必要になってくる。

農村の６次産業化はソフトなストックとローカルな市場を前提としつつも地域農業・社会へのインパクトとビジネスとしての発展性を期待するならば，外部市場への販売とそれを可能とする一定のハード投資のための金融をどうつけるかが大きな課題といえる。(注4)

しかし，金融機関の対応は，担保力や大手の取引実績といった点を与信判断の中心にしており，社会性，倫理性からは尊重される取組みであっても，事業計画そのものに融資するスキームを持っていないのが実情である。補助金活用の場合でも，金融機関は自己負担部分，また補助金支出までのつなぎ融資にも消極的だという話をよく耳にする。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

（注４）鎌田（2010）は，自らの農商工連携による栗菓子製造・販売の経験から，「地元のひとは地元のものをさほど食べたいわけでなく」，「むしろ他県のめずらしいものに飛びつく」傾向があるため，まず地元の人にお土産や贈答に活用してもらうことで「自慢の銘菓と認識してもらい，そこから全国へネットワークとして広げる」経営戦略をとった。

（3） 農協の意義と役割

最後に，農協にとって農村の６次産業化の意義と役割について考えてみたい。

農協にとってもっとも重要なことは，まず自らが地域内発的な６次産業化の意義や時代環境というものをしっかり理解することであろう。

農協の役割は地域農業システムの振興が根本であるといえるが，従来は戦後経済成長期に形成された政治的・経済的システムとの関係を通じてこの目標を達成する指向が強く，地域の内発的発展はそれほど重視してこなかった面は否定できない。農業振興のとらえ方も組合員との関係（組合員相互でも作物ごとの部会を超える交流は少ない）をベースにした「モノ」としての農業レベルが依然中心である。

しかし，農業を取り巻く「枠組み」そのものが大きく変質する現状において，地域社会のさまざまな資源や課題と農業を交錯させながら，地域と農業振興を同時に図る視点がますます重要になっており，そのツールとして６次産業化を推進するメリットは農協が認識している以上に大きいといえる。

例えば，産業界が繰り返し喧伝する小規模兼業農家の「非効率性」には，６次産業化という文脈からは，日本農業の「強み」に転化するポテンシャルがある。ソフトなストックが成長の基盤となる成熟社会では，こうした農家に蓄積された知識，ノウハウと農村資源を組み合わせた地域ビジネスのシーズは無限に存在し需要も大きい。

高齢化社会は知識が豊富にある社会であり，それを生かした６次産業化はまさに「農業の多面的機能」を可視化していく取組みとして評価できる。実際，ほとんどの６次産業化の成功事例では，高齢・零細農家が主体として参加している。できるだけ多くの人を農業に「関与」させる仕組みは，農協や地域農業だけでなく地域全体の成長戦略として要の条件といえる。

農協は６次産業化についての認識を深めるとともに，６次産業化をまず「ソフト」の面で推進していくことで多くの貢献ができるだろう。いうまでもなく農村の地域資源は，まだ「気づかれていない」ものを含めて豊富に存在する。農協が生産者だけでなく地域内の中小企業，諸団体，一般市民，また域外であっても地域の価値を理解するひとびとと対話し，連携していけば６次産業化の領域をぐっと広げる基盤が形成できる。

「日本では，欧米に比べて消費者と生産者の一体感が薄い」（鈴木（2008），69頁）と指摘されるが，日本においては農業に限らず業種，組織を越えた連携・協力が圧倒的に弱いといえる。「横をみてみる」発想から農協が６次産業化を推進し，「地域に農業がある」ことのメリットを共有する枠組

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

みを構築していけば，農村から日本社会全体のあり方を組み替えていくほどのインパクトがあると考えられる。

ハード面での農協の役割としては，６次産業化のサプライ・チェーンやバリュー・チェーン構築を支援していくことが挙げられる。６次産業化の組立としては相当なところまでできていても，前述したように欠落した部分があるため長期的な事業として問題をかかえている事例は多い。農協は生産，加工，販売，資金等，フードシステムの全体にかかる機能をワンセットで持っており，６次産業化についての経験，ノウハウを蓄積していけば，６次産業化を全体的にサポートするセンター機能を担える位置にある。また優良な取組みをネットワーク化し，地域内に強く好ましい連鎖を形成していくハブ機能も不可欠であろう。

農村の６次産業化は長期的にみると大きな可能性があるが，現状はまだまだ端緒的なレベルであり，今後「パスをつなぎシュートをたくさん打つ」実践を積み重ねることが重要である。こうしたなかで農協は魅力的で存在感のあるメンバーとして，ゲームに出場し続けることが期待されている。

<参考文献>

・小田切徳実（2009）『農山村再生―「限界集落」問題を超えて』岩波ブックレット
・鎌田真悟（2010）『奇跡のビジネス戦略』総合法令出版
・楠木建（2010）『ストーリーとしての競争戦略』東洋経済新報社
・斎藤修（2007）『食料産業クラスターと地域ブランド―食農連携と新しいフードシステム』農山漁村文化協会
・斎藤修（2009）『農商工連携による事業展開に関する調査研究』第１，２，３章，（財）中小企業総合研究機構
・鈴木宣弘（2008）『現在の食料・農業問題』創森社
・鈴木宣弘・木下順子（2010）『食料を読む』日経文庫
・ハリエット・フリードマン（2008）『フード・レジーム―食料の政治経済学』こぶし書房
・室屋有宏（2007）「わが国大手食品メーカーの経営環境の変化と海外展開の方向」『調査と情報』３月号
・室屋有宏（2008）「『農商工連携』をどうとらえるか」『農林金融』12月号
・藻谷浩介（2010）『デフレの正体』角川書店
・諸富徹（2010）『地域再生の新戦略』中央公論新社

（むろや　ありひろ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

情勢

米戸別所得補償モデル事業の動向

主席研究員　藤野信之

はじめに

本稿では，民主党農政として2010年度に実施された戸別所得補償制度のモデル対策のうち，「米戸別所得補償モデル事業」について，その動向と課題について主として収支に与える影響の側面から検討する。

1　モデル事業の概要と問題点

(1)　事業の経緯

09年８月の衆院選で政権党となった民主党の農政において，10年度に水田作に対する農業者戸別所得補償モデル対策が実施され，米に関しては米戸別所得補償モデル事業が実施された。制度の主旨は，生産数量目標に則した米生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対する「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした補填をする交付金」が基本であるが，11年度からは農業者戸別所得補償制度の「米の所得補償交付金（定額部分）」および「米価変動補てん交付金（変動部分）」に分解して本格実施される予定である。

それまでも，98年の米の価格支持（政府米の買入れ）廃止以降，価格政策とは別の経営安定対策等が課題となり，米価または収入の変動を緩和する諸対策（いわゆる「ナラシ」）が実施されてきた。しかしながら，それらは，①内容が諸外国との生産条件の不利性を補正するもの（いわゆる「ゲタ」）でなかったこと，②04年の米政策改革以降，対象者の経営規模が，原則として個別経営で４ha（北海道は10ha），集落営農で20ha以上と選別的であったことから，米価の下落基調のなかでの稲作農家の経営の下支え機能としては不十分であった。こうしたなかで，民主党は07年に農業者戸別所得補償法案を策定し，09年の衆院選で農村票も集めて勝利した。

なお，米戸別所得補償制度については，①大規模経営に対して超過利潤をもたらし規模拡大を促進するという見方と，②小規模農家を温存して規模拡大を抑制するという，相反する見方がある。しかし，大きな流れから見ると，2010年世界農林業センサス結果にも表れたとおり規模拡大は着実に進んでおり，政策的支援や農協系統の取組み等も加わって今後さらに規模拡大が進むものと考えられる。そのなかでは，規模の小さな農家ほど高齢化が進んでいることから離農が進むとともに，戸別補償は地代化して農地の出し手である小規模農家に還元

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

されていく可能性があり，現在の小規模農家補償は過渡的なものと考えるのが妥当だろう。

(2)　事業の内容と問題点

モデル事業の内容は，前記のとおり米の「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした補填をする交付金」の交付事業である。

モデル事業の当初設計においては，第１図の上段のとおり「７年中庸５年平均の生産費（標準的生産費，ただし家族労働費は８割）－当年産販売価格」の差額を「全国一律単価」として補償することとし，そのうち「標準的生産費－標準的販売価格（３年平均）」との差額を「定額部分」として切り出して定額交付し，残りの部分を「変動部分」として交付する「定額交付金付き不足支払」制度であった。

しかし，事業の実施段階に至って，変動部分の定義が「(一律単価）－（定額部分)」から，「(当年産販売価格＜標準的販売価格）の差額」に変わったため，米価下落基調のなかでは，定額部分が固定されると補償水準が低下する恐れが生ずることとなった。この場合における新しい定義によるモデル事業は，「定額交付金付き不足支払」から「定額交付金付き収入減少緩和対策」に変貌してしまった（第１図の下段)。

10年産の米価は，08/09年の農林水産省による需要見通しの過大31万トン(注1)による08年産米の過剰持ち越し在庫の発生を主因とする余剰基調のなかで，大幅に低下した。

第１図　変動部分の定義変更と補償範囲の変化

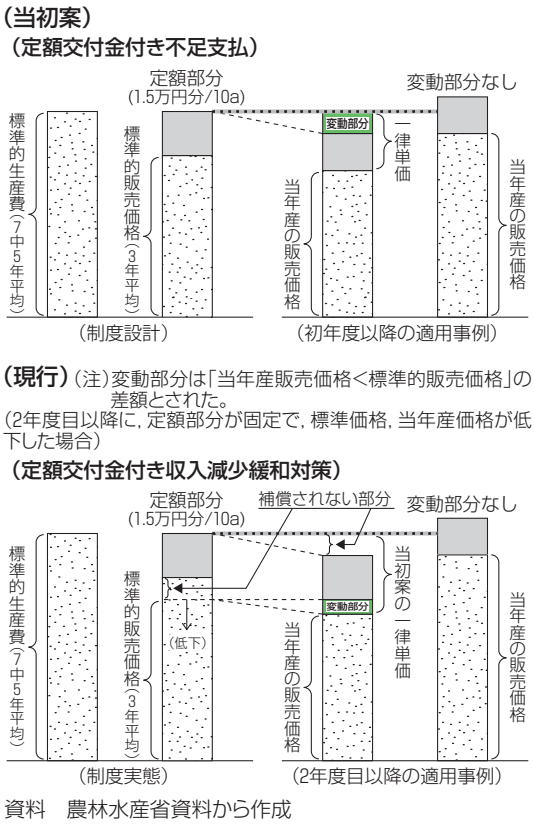

資料　農林水産省資料から作成

相対取引価格（農林水産省公表，以下「相対価格」という）は，09年産で既に年間1,063円/60kg低下し，10年８月には14,106円となった。これに対して10年産では，10年９月のスタート時点でここからさらに1,066円下落の13,040円となり，11月まで３か月続けて低下した。

その後，10年12月には，①政府備蓄米の水準適正化（95→100万トン，５万トン積増し)，品質適正化（品質劣化の05年産米の飼料用処理13万トンの回転積替え13万トン）のために計18万トンを10年産米から買い入れることとされたこと，②農協系統に集荷円滑化基金321億円を使った10年産主食用米の飼料用処理（17万トン）が認められたこと等から，10年産相対取引価格は底を打ち，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

12月12,711円，11年１月12,710円となった。

この結果，変動部分の算出基礎となる相対価格（10/９～11/１月平均値）は，12,723円となり，ここから消費税を抜き（×100/105），流通経費２千円，包装費154円を控除すると①9,963円という農家手取り価格が算出できる。一方で，標準的販売価格は06～08年産の相対価格平均14,838円であり，ここから消費税を抜き，流通経費，包装費を控除した農家手取り価格は②11,978円とされている（農林水産省。消費税抜き価格は14,131円なので，流通経費＋包装費はそれらの差額2,153円となる）。

標準的販売価格手取り②11,978円－当年産価格手取り①9,963円＝2,015円なので，変動部分は2,015円となってしかるべきだが，農林水産省はこれを1,715円（当年産価格手取り10,263円）とした。差額の300円は，「全農公表の共同計算の直近結果を当てはめると，10年産はコストが300円安く済んだため[(注2)]」と説明されている。

制度の設計内容が大幅変更されたのは大問題であるが，このような制度の運用内容に恣意性が入り込むことも大きな問題点といえよう。もともと，変動部分の定義が変更されたときに，「変動部分は，当年産販売価格が標準的販売価格を下回った場合に，その差額を基に，10a当たり単価で算定する」とされ，基準の公開を求める声があったが，もっともなことである。

ちなみに，11年度の本格実施における「標準的販売価格」は06～08年産の相対価格の平均とされているが，これも９，10年産米価格の大幅下落による変動部分の補填水準の低下を回避するための恣意策である（10年８月の概算要求時には，06～10年の５年中庸３年平均とされていた）。これについては，「1.5万円の助成額を変えない以上，（変動部分の販売額）補填基準価格も維持する」（農林水産省[(注3)]）と説明されているが，これは変動部分の補填基準価格（＝標準的販売価格）が洗い替えられると，補填水準が低下するからである。標準的生産費こそが基準価格として機能する，制度の当初設計に戻ることこそが望まれる。

なお，モデル事業における定額部分は，前記のとおり11年度の本格実施からは「米の所得補償交付金（定額部分）」となったが，算定単価はモデル事業で算定した額である1.5万円/10a（1,700円/60kg）がそのまま用いられることとなった（標準的生産費は02～08年産中庸５年平均＝13,703円，標準的販売価格は06～08年産平均＝11,978円）。

（注１）08年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（農林水産省）」における08/09年需要見通し855万トンに対して，08/09年の確定需要量は824万トン（食料・農業・農村政策審議会,総合食料分科会,食料部会）であった。
（注２）11年２月25日付け日本農業新聞記事。
（注３）10年12月27日付け日本農業新聞記事。

2　米価・生産費の推移と定額部分の効果

95年の食糧法施行以降の趨勢を見ると，98～02年の米価は支払利息・地代算入生産費（自己資本利子・自作地地代を除く経営費＋家族労働費，以下「利子・地代生産費」という）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の水準の低下とほぼ同一ペースで低下している（04～07年は米価の低下ペースの方が生産費のそれより大きい。第２図）。したがって，モデル事業のように，過去数か年の生産費を基準に補償がなされるとすると，補償後米価や補償後所得は毎年低下していく可能性が高いこととなる（稲経，稲得・担経や経営安定対策の収入減少影響緩和対策（ナラシ）と同様の効果しか果たさない）。

一方で，生産費の絶対額が低下していくなかでは生産費の低下幅は縮小していく可能性がある。石破シミュレーション(注4)では，「農業構造の展望（05年）」における目標が10年目に実現されるものと仮定した上で，「規模拡大が進展し，生産費の低い大規模農家のシェアが高まることで，（生産費は）序々に低下していくと考えられる」として，利子・地代生産費の初期値（07年産）13,872円に対して10年目の当該生産費を15.9％減（年率1.72％減）の11,660円と予測している。

第2図　米の生産費・米価と戸別所得補償（定額部分）の推移試算（60kg当たり）

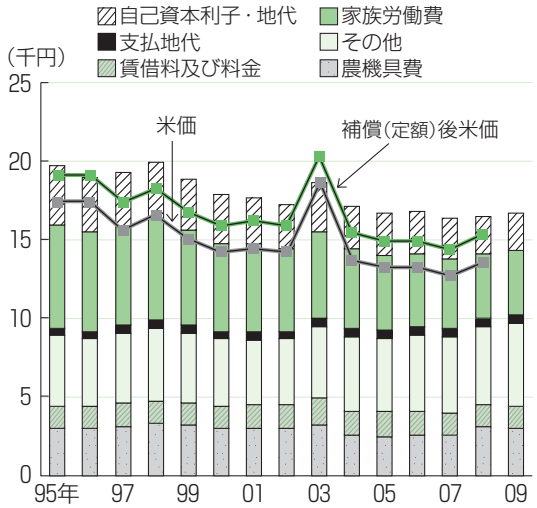

資料　農林水産省「米生産費累年統計」他から作成
（注）1　60kg当たり補償（定額）額は1,700円，10a当たり15千円（530kg/10a）。
2　米価は生産費統計上のもの。

一方，食糧法施行の95年産から09年産までの過去における実績値を見ると，当該生産費は14年間で16,004円から14,434円まで低下している（9.8％減，年率0.73％減）。戸別所得補償制度下における生産費の低下スピードは正確には予測できないが，過去実績よりも規模拡大のインセンティブが働きピッチが高まるものと考えられることから，年間減少率２％程度で逓減していく可能性が高いものと考えられる。

モデル事業の補償額の定額部分は３年固定との発言も聞こえるが，いずれにしろ，04年以降のように米価の低下幅が生産費の低下幅を上回って推移すると，当初設計でいうところの「一律交付額（一律単価）」（標準的生産費－当年産販売価格）が年々増加し，財政や国民的理解の側面で無理が生じる可能性もある。

もっとも，農林水産省も今後は変動部分について「11年産は補填割合を10割とするが，今後の価格動向を見て率の引き下げを検討(注5)」するとしており，制度の安定性は危ういものとなっている。

（注４）石破元農相指揮下の農林水産省で行われた「米の生産調整に関するシミュレーション結果（第２次）」。
（注５）（注３）に同じ。

3　規模別生産費・経営収支とモデル事業の関係

(1)　規模別生産費との関係

確定した60kg当たりの制度上の10年産販売価格10,263円，定額部分1,700円，変動部

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

分1,715円と09年産の生産費を使って試算すると，全規模平均の稲作所得は△55円，定額補償後で1,645円，変動補償後で3,360円となり，これは家族労働費の81.6％に相当する。同様に10a当たりで試算した10年産粗収入88千円に確定した定額部分15千円，変動部分15.1千円，09年産の生産費を用いて試算すると，全規模平均の稲作所得は△471円，定額補償後で14.5千円，変動補償後で29.6千円となる。

また，これに米モデル事業加入申請件数1,177千戸，支払対象面積（見込み）1,025千ha[(注6)]を加えて試算すると，全規模平均の１戸当たりの稲作所得は△４千円，定額補償は11.6万円（補償後稲作所得11.2万円），変動補償も11.6万円（補償後稲作所得22.8万円）となる。

２ha未満層は，２ha以上層と異なり，利子・地代生産費が補償後米価を上回っており，補償額で逆ざやの一部を埋めることとなる。一方で，２ha以上層では補償後米価が利子・地代生産費を上回っており，戸別補償によって超過利潤が発生する。もちろん，自己資本利子・自作地地代全額算入生産費（全算入費）ベースで見ると，補償後米価でそれがカバーされるのは３ha以上層となる（第３図，第１表）。これらの超過利潤は，規模拡大のインセンティブとして働くことが期待されるが，前記１(2) 後段で述べたとおり，現行の米戸別所得補償制度が「標準的生産費を基準とする不足支払」となっておらず，将来における補償水準の見通しが立ちにくいことから，生産者の規模拡大を促進する効果は限定的なものとなろう。

第3図　米規模別生産費･モデル事業1年目米価と戸別所得補償の関係試算
（60kg当たり･09年産生産費ベース）

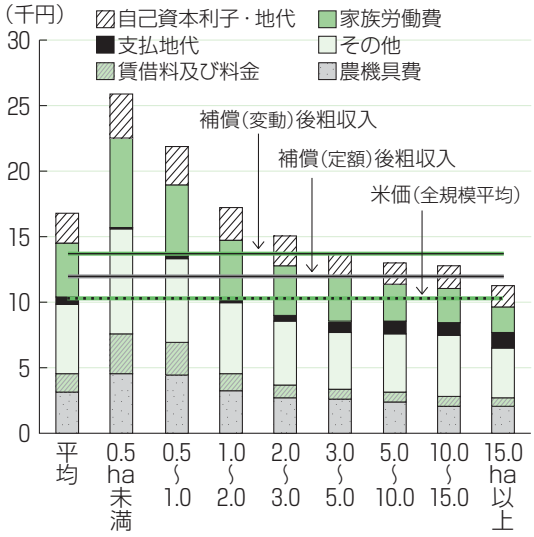

資料　農林水産省「米生産費統計」他各種資料から作成
（注）1　米価は10年産相対価格の9～1月5ヵ月平均から消費税，流通経費等控除したもの（10,263円）。
2　補償（定額）は1,700円，10a当たり15千円（530kg/10a）。
3　補償（変動）は1,715円（標準的な販売価格から10年産米価を引いたもの（15,100円/10a））。

(2)　規模別経営収支との関係

次に，農家経営全体への影響という観点から，水田作農家（水田作物の販売収入が最も多い農家）における経営収支の状況と戸別補償（定額部分）の関係を，平均値と規模別に見てみよう。10年の経常収支データは未公表のため，米の農家販売価格がちょうど確定した10年産の変動部分（1,715円/60kg）相当分高かった07年の経常収支統計を用いて試算する[(注7)]。

全規模平均の農業所得（07年）が372千円であるのに対して，戸別補償（定額部分）試算値は125千円であり，補償前の農業所得の３分の１の値となって，農業所得を34％向上させる。また，総所得では2.7％の増加

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　米の規模別生産費・モデル事業1年目米価と稲作所得・戸別所得補償（定額・変動部分）の試算（09年産生産費ベース）

		平均	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～15.0	15.0ha以上
60kg当たり（円）	米価（全規模平均）	**10,263**	**10,263**	**10,263**	**10,263**	**10,263**	**10,263**	**10,263**	**10,263**	**10,263**
	補償（定額部分）	**1,700**	**1,700**	**1,700**	**1,700**	**1,700**	**1,700**	**1,700**	**1,700**	**1,700**
	補償（変動部分）	**1,715**	**1,715**	**1,715**	**1,715**	**1,715**	**1,715**	**1,715**	**1,715**	**1,715**
	稲作所得	△55	△5,363	△3,255	81	1,347	1,696	1,799	1,867	2,663
	戸別所得補償後	3,360	△1,948	160	3,496	4,762	5,111	5,214	5,282	6,078
10a当たり（円）	単収（kg）	514	514	500	511	518	523	521	524	503
	稲作所得	△471	△45,943	△27,125	690	11,629	14,783	15,621	16,305	22,325
	補償額（定額）	**15,000**	**15,000**	**15,000**	**15,000**	**15,000**	**15,000**	**15,000**	**15,000**	**15,000**
	補償（定額）後稲作所得	14,529	△30,943	△12,125	15,690	26,629	29,783	30,621	31,305	37,325
	補償額（変動）	**15,100**	**15,100**	**15,100**	**15,100**	**15,100**	**15,100**	**15,100**	**15,100**	**15,100**
	補償（変動）後稲作所得	29,629	△15,843	2,975	30,790	41,729	44,883	45,721	46,405	52,425
（注）下記罫線内は参考値										
稲作戸数面積	農家戸数（千戸）	**1,177**	1,123	457	244	66	39	21	7	
	稲作付面積（千ha）	**1,025**	292	315	332	157	145	141	98	
	平均稲作付面積（ha）	0.87	0.26	0.69	1.36	2.38	3.72	6.71	14.00	
総額（百万円）	補償総額（定額）	**153,750**	26,955	40,395	46,140	22,560	21,165	20,835	14,595	
	補償総額（変動）	**154,775**	27,135	40,664	46,448	22,710	21,306	20,974	14,692	
	予算規模	**337,100**								
戸別試算（千円）	1戸当たり所得	△4	△119	△187	9	277	550	1,049	2,283	
	1戸当たり補償（定額）	116	24	88	189	342	543	992	2,085	
	補償後所得（定額）	112	△95	△99	198	618	1,092	2,041	4,368	
	1戸当たり補償（変動）	116	24	89	190	344	546	999	2,099	
	補償後所得（変動）	228	△71	△10	389	963	1,639	3,040	6,467	
要補償額試算（円）	利子・地代生産費	**14,434**	**22,464**	**18,919**	**14,687**	**12,769**	**11,843**	**11,311**	**11,016**	**9,636**
	①要補償額（60kg）	4,171	12,201	8,656	4,424	2,506	1,580	1,048	753	△627
	②要補償額（10a）	35,732	104,522	72,133	37,678	21,635	13,772	9,100	6,576	△5,256
	①の補償過不足（60kg）	△756	△8,786	△5,241	△1,009	909	1,835	2,367	2,662	4,042
	②の補償過不足（10a）	△5,632	△74,422	△42,033	△7,578	8,465	16,328	21,000	23,524	35,356

資料　農林水産省「米生産費調査」，稲作農家戸数・稲作付面積（食糧庁調べ（05年））他各種資料から作成
（注）1　**太字**は，モデル事業上の確定（戸数，面積，補償総額は実績見込み）値。
2　1戸当たり補償からは各戸10aを控除。60kg当たり補償（定額）は1,700円（530kg/10a）。
3　60kg当たり補償（変動）は，標準的な販売価格から米価を引いた1,715円（15,100円/10a）。
4　家族労働単価（時給）は，全規模平均で1,400円。従業員5～29人規模の建設業，製造業，運輸業者の賃金を基に算出されている。

要因となる。規模別に見ると，もともと農業所得が赤字である0.5ha未満では赤字の３分の１を埋めるにとどまるが，0.5ha以上では当然ながらすべての規模において所得の増加要因となり，２ha以上ではほぼ各農業所得の20％前後の値となる。また，大規模になるほど農業所得の割合（農業依存度）が高まることから，戸別補償（定額部分）による総所得の増加率は，規模の拡大に合わせて0.5ha未満の0.7％から10ha以上の17.2％に向かって逓増する。(1) の稲作部門収支と同様に，稲作部門以外を含めた水田作全体で見ても，当然ながら規模が大きいほどメリットが大きくなる（第２表）。

（注６）11年２月23日付け日本農業新聞記事。

（注７）07年産のコメ価格センターの指標価格（包装代,消費税等抜き）は14,185円であり，ここから流通経費２千円を控除した農家販売価格は12,185円となる。10年産の農家販売価格は10,263円のため，これとの差額1,922円が，確定した10年産の変動部分（1,715円）に近似しており，07年の収入には変動部分が織り込まれていると考えれば，残りの定額部分についての影響度合いや，戸別補償（定額・変動）後の収支状況を見ることができる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　水田作農家における規模別経営収支（07年）と戸別所得補償（定額部分）の影響試算

		単位	平均	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0ha以上
年間月平均農業経営関与者数		人	1.98	1.92	1.96	2.00	2.05	2.15	2.07	2.24	2.63
経営耕地面積		a	178	72	118	201	313	465	618	885	1,843
	うち　田面積	a	156	53	99	176	280	434	586	828	1,738
経営収支	農業所得	千円	372	△105	36	453	1,371	1,919	2,758	3,240	7,279
	農業粗収益	千円	1,842	488	1,019	2,085	3,911	5,749	8,200	10,330	22,104
	うち　稲作	千円	1,208	373	776	1,445	2,399	3,821	4,953	5,395	11,032
	麦作	千円	30	0	1	7	33	54	168	429	1,365
	大豆	千円	23	3	6	19	18	46	370	319	723
	共済受取･補助金等	千円	200	26	60	154	299	542	1,036	1,930	5,423
	農業経営費	千円	1,470	593	983	1,632	2,540	3,830	5,442	7,090	14,825
	うち　共済掛金･補助掛金等	千円	50	8	19	47	98	186	291	386	856
	（正味補助金等）	千円	150	18	41	107	201	356	745	1,544	4,567
	（外数）戸別所得補償（定額部分）試算	*千円*	*125*	*33*	*74*	*143*	*237*	*376*	*512*	*730*	*1,549*
	戸別（定額）の農業所得対比	*%*	*33.7*	*△ 31.1*	*205.8*	*31.7*	*17.3*	*19.6*	*18.6*	*22.5*	*21.3*
	農外所得	千円	2,323	2,471	2,384	2,344	2,038	1,729	1,339	1,959	966
	農外収入	千円	2,514	2,672	2,571	2,500	2,209	1,983	1,614	2,233	1,241
	農外支出	千円	191	201	187	156	171	254	275	274	275
	年金等の収入	千円	1,941	2,048	2,353	1,667	1,264	1,078	768	934	762
	総所得	千円	4,639	4,415	4,773	4,466	4,673	4,748	4,865	6,136	9,024
	総所得（戸別所得補償（定額）加算後）	*千円*	*4,764*	*4,448*	*4,847*	*4,609*	*4,910*	*5,124*	*5,377*	*6,866*	*10,573*
	総所得（補償（定額）加算後）増加率	*%*	*2.7*	*0.7*	*1.6*	*3.2*	*5.1*	*7.9*	*10.5*	*11.9*	*17.2*
	租税公課諸負担	千円	651	645	649	621	618	633	739	729	1,462
	可処分所得	千円	3,988	3,770	4,124	3,845	4,055	4,115	4,126	5,407	7,562
農業依存度		%	13.8	-	1.5	16.2	40.2	52.3	67.3	62.3	88.1
農業所得率		%	20.2	-	3.5	21.7	35.1	33.4	33.6	31.4	32.9

資料　農林水産省『経営類型別経営統計（個別経営，総合編）』他各種資料から作成
（注）1　戸別所得補償（定額部分）は，田面積の60%が稲作面積とし，各戸10aを控除して算出（交付単価は15千円/10a）。
2　戸別所得補償（定額部分）は，上記収支表の外数で，「総所得（戸別所得補償（定額）加算後）」のみに加算･反映。
3　「水田作農家」とは，水田作付作物の販売収入が最も多い農家。

4　地域別生産費・平均経常収支とモデル事業の関係

（1）　地域別生産費との関係

規模別と同様に，全国農業地域別に10年産米価と生産費（データの制約上08年産のもの）との関係を見てみよう。

あくまでも平均値ベースでの話ではあるが，地域別の１戸当たり平均稲作付面積は耕地の賦存率や営農類型構成にも影響されて東高西低となっていることにより，北海道では定額補償後米価で全算入費が賄えるのに対し，都府県では全国平均と同様に定額・変動補償後の稲作所得が3,349円/60kgで，これは家族労働費4,205円の79.6％となる。東北では，変動補償後米価で利子・地代生産費が賄えるのに対し，北陸以西では賄える割合が順次低下し，四国では物財費を割り込む（第４図）。

もちろん，だからといってその地域の稲作の重要性が低いことにはならない。地理的条件の上に社会的条件も加わって，地域ごとの営農類型構成が決まっており，それこそが「多様な農業の共存」の必要性を示している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4図　米地域別生産費・モデル事業1年目米価と戸別所得補償の関係試算（60kg当たり・08年産生産費ベース）

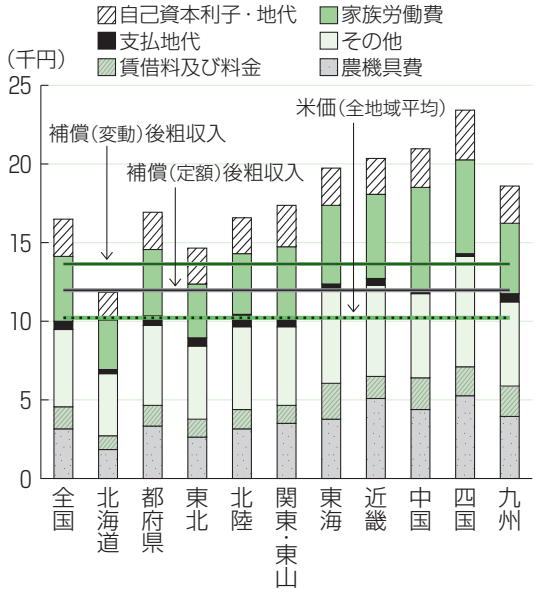

資料　第3図に同じ
（注）1　米価は10年産相対価格の9～1月5カ月平均から消費税，流通経費等控除したもの（10,263円）。
2　補償（定額）は1,700円，10a当たり15千円（530kg/10a）。
3　補償（変動）は1,715円（標準的な販売価格から10年産米価を引いたもの（15,100円/10a））。

（2）　地域別平均経常収支との関係

次に，地域別に戸別所得補償（定額部分）の影響度を，あくまで平均値ベースでの試算ではあるが，販売農家の平均経常収支（すべての営農類型を含む全販売農家の平均値）で見てみよう（07年産のデータを用いて定額部分について試算するのは，前記３(2)と同様）。

北海道，都府県ともに戸別補償（定額部分）試算値の，補償前の農業所得対比はともに８％程度だが，北海道では農業依存度が高いことから，総所得では6.3％の増加率となり，都府県の1.8％を大きく上回る。都府県の地域別内訳では，戸別補償（定額部分）試算値の，補償前の農業所得対比は，米の主産地である北陸（15.2％），東北（11.9％）および，もともと農業所得の少ない中国（12.6％）では10％を上回るが，営農類型構成の違う，大都市周辺の関東・東山（5.1％），東海（4.2％）や，九州（6.4％），四国（5.0％）ではその半分にとどまる。総所得の増加率ベースでは，同様に東北（3.2％），北陸（2.5％）および，もともと農業依存度が高い九州（1.8％）では高く，その他の地域では1.5％以下にとどまる。

農林水産省による推計家計費を用いて家計収支尻を算出すると，全国では106千円の黒字だが，北海道では151千円の赤字，都府県では121千円の黒字となっている。これに戸別補償（定額部分）試算値を加えると，全国では約２倍の201千円となり，北海道では247千円と大きく黒字化し，都府県では206千円と70％増になる。都府県の地域別内訳では，もともと東北，中国，九州が赤字だが，戸別補償（定額部分）試算値を加えても赤字の減少にとどまり黒字化は果たさない。加算前で既に収支尻に余裕のある北陸，東海，関東・東山では，加算によって９～22％収支尻が増加する（第３表）。

5　今後の展望と課題

米戸別所得補償制度が存続される限りにおいての話ではあるが，第１の問題は米価の趨勢がどのようになるかであろう。民主党政府は，米の備蓄方式をこれまでの回転方式から棚上方式（古米を主食用として放出せず，飼料用として処理する）に変更し，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　地域別の販売農家の平均経営収支（07年）と戸別所得補償（定額部分）の影響試算

		単位	全国	北海道	都府県	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州
年間月平均世帯員		人	3.80	4.16	3.79	4.15	4.32	3.73	4.06	3.67	3.17	3.30	3.69
年間月平均農業経営関与者数		人	2.10	2.43	2.09	2.14	2.03	2.10	2.11	2.11	2.00	2.07	2.12
経営耕地面積		a	212	1,702	164	238	189	161	125	113	119	117	174
	うち　田面積	a	122	459	111	179	167	90	73	86	88	68	111
経営収支	農業所得	千円	1,195	4,936	1.080	1,230	888	1,295	1,197	655	509	929	1,331
	農業粗収益	千円	4,130	18,889	3.659	4,034	3,103	3,835	4,022	2,463	2,101	3,318	5,101
	うち　稲作	千円	875	2,209	834	1,375	1,627	682	489	654	600	453	642
	麦作	千円	43	891	16	1	6	16	4	2	2	3	77
	豆類	千円	36	691	14	12	9	19	5	23	12	0	34
	制度受取金	千円	264	3,295	167	221	202	126	116	105	94	100	314
	農業経営費	千円	2,935	13,953	2,579	2,804	2,215	2,540	2,825	1,808	1,592	2,389	3,770
	うち　制度積立金	千円	68	511	52	100	51	36	31	32	27	39	73
	（正味補助金）	千円	196	2,784	115	121	151	90	85	73	67	61	241
	（外数）戸別所得補償（定額部分）試算	*千円*	*95*	*398*	*85*	*146*	*135*	*66*	*51*	*62*	*64*	*46*	*85*
	戸別補償（定額）の農業所得比	*%*	*7.9*	*8.1*	*7.9*	*11.9*	*15.2*	*5.1*	*4.2*	*9.5*	*12.6*	*5.0*	*6.4*
	農外所得	千円	1,936	787	1,972	1,798	2,710	1,993	2,294	1,754	1,664	1,978	1,911
	うち　給与等	千円	1,435	462	1,467	1,434	2,312	1,155	1,621	1,137	1,474	1,608	1,599
	年金等の収入	千円	1,701	598	1,738	1.489	1,730	1,522	2,094	2,293	2,143	2,048	1,392
	総所得	千円	4,836	6,327	4,797	4,528	5,334	4,814	5,591	4,705	4,318	4,953	4,638
	総所得（戸別所得補償（定額）加算後）	*千円*	*4,931*	*6,725*	*4,882*	*4,674*	*5,469*	*4,880*	*5,642*	*4,767*	*4,382*	*4,999*	*4,723*
	総所得（補償（定額）加算後）増加率	*%*	*2.0*	*6.3*	*1.8*	*3.2*	*2.5*	*1.4*	*0.9*	*1.3*	*1.5*	*0.9*	*1.8*
	租税公課諸負担	千円	743	1,173	728	664	716	842	918	761	495	712	657
	可処分所得	千円	4,093	5,154	4,069	3,864	4,618	3,972	4,673	3,944	3,823	4,241	3,981
農業依存度		%	38.1	86.2	35.3	40.5	24.6	39.3	34.2	27.2	23.4	32.0	41.0
推計家計費		千円	3,987	5,305	3,948	4,244	3,992	3,541	4,075	3,826	3,894	4,167	4,245
推定家計収支尻		千円	106	△ 151	121	△ 380	626	431	598	118	△ 71	74	△ 264
推定家計収支尻（戸別補償（定額）後）		*千円*	*201*	*247*	*206*	*△234*	*761*	*497*	*649*	*180*	*△7*	*120*	*△179*

資料　農林水産省『経営形態別経営統計（個別経営）07年』他各種資料から作成
（注）1　戸別所得補償（定額部分）は，田面積の60%が稲作面積とし，各戸10aを控除して算出（交付単価は15千円/10a）。
2　戸別所得補償（定額部分）は，上記収支表の外数で，「総所得（戸別所得補償（定額）加算後）」「推定家計収支尻（戸別補償（定額）後）」のみに加算・反映。
3　「平均経営収支」とは，すべての営農類型を含む全販売農家の平均値。

11年産米から毎年20万トンが当年度の主食用米市場から吸収・隔離されることとなり，この点では米需給の改善に対してプラス要因となる（11年産に限っては18万トン）。

しかし，①米の生産調整面積が水田面積の４割に近く潜在的生産余剰圧力が大きいこと，②年間77万トンものMA米が輸入されて在庫も積み上がっていること，③人口減と一人当たり米消費量の減少傾向のなかでは，米価は引き続き低下圧力を受け続けることとなろう。米価が下がり続ける限り，制度設計・運用いかんにもよるが，要補償額は増え続け，満額支給が不能となって生産基盤を侵食する恐れがある。このため最低限，生産調整は堅持する必要がある。

第２の問題は，米戸別所得補償制度が，今後の政権いかんによって大きく左右される危険性をはらんでいることであろう。農業政策の基本部分が政権によって変動するのは，農業経営の立場からするとあってはならないことである。万一，制度変更があったとしても，少なくとも戸別の補償水準は維持する必要があろう。

第３の問題は，米戸別所得補償制度内部

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の問題であり，既に述べたとおり，現行の米戸別所得補償制度が「標準的生産費を基準とする不足支払」となっておらず，将来における補償水準の見通しが立ちにくいことである。このために，大規模生産者に発生する超過利潤が，規模拡大のインセンティブとして働きにくくなっている。

最後の問題は，第１の問題の大前提となるもので，現行の国家貿易制度と関税によって構成される国境措置が維持されるかどうかである。民主党政府はTPP（環太平洋連携協定）参加に前のめりだが，もしも例外なき関税撤廃となると米価は生産費の低下幅を大きく上回って低下し，補償額は毎年の支給が困難な程度に巨額化して生産基盤は維持できないだろう。(注8)

（注８）MA一般輸入米の米国産うるち精米中粒種の落札価格趨勢値は4,753円/60kg（玄米換算4,305円。2010年度第１～８回入札における重量加重平均推定値（『米穀市況速報』記事から推計））。標準的な生産費は13,703円なので，関税撤廃で米価が4,305円まで低下すると，その差額156円/kg×国内主食用等米生産量815万トン＝１兆2,700億円の補償が毎年必要となる。

SBS輸入米（主食用）に限定して見ても，2010年度にうるち（精米）短粒種輸入実績がある中国産，米国産の2010年度第１～９回落札加重平均値は9,201円なので，MA米と同様に国内米価が9,201円まで低下すると，標準的生産費との差額75円/kg×815万トン＝6,100億円の補償が毎年必要となる。

＜参考文献＞

・平澤明彦（2010）「欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題」『農林金融』12月号

（ふじの　のぶゆき）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A4判，160頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉
編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2
頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2011年２月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(45)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(45)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(45)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(46)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定……(46)
6. 農業協同組合　主要勘定……(46)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(48)
8. 漁業協同組合　主要勘定……(48)
9. 金融機関別預貯金残高……(49)
10. 金融機関別貸出金残高……(50)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2006. 1	**41,107,736**	**4,777,560**	**23,565,433**	**3,154,079**	**43,554,122**	**13,096,093**	**9,646,435**	**69,450,729**
2007. 1	**40,993,362**	**4,517,110**	**23,934,753**	**1,030,718**	**43,906,611**	**12,384,890**	**12,123,006**	**69,445,225**
2008. 1	**39,681,834**	**4,760,483**	**16,549,728**	**1,020,708**	**38,410,971**	**10,961,822**	**10,598,544**	**60,992,045**
2009. 1	**37,379,516**	**5,176,548**	**15,667,082**	**2,770,824**	**36,663,980**	**9,699,215**	**9,089,127**	**58,223,146**
2010. 1	**38,609,195**	**5,554,523**	**22,886,442**	**1,142,581**	**45,240,153**	**11,804,206**	**8,863,220**	**67,050,160**
2010. 8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700
9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557
10	39,342,206	5,536,233	22,127,427	674,689	45,347,639	12,635,598	8,347,940	67,005,866
11	40,034,625	5,499,987	23,304,300	1,123,222	45,266,855	13,518,066	8,930,769	68,838,912
12	40,435,770	5,465,437	22,754,868	639,282	45,134,275	13,471,702	9,410,816	68,656,075
2011. 1	40,564,558	5,452,913	21,507,237	667,060	44,943,811	13,012,729	8,901,108	67,524,708

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2011年1月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,934,174	-	344,691	74	123,017	-	33,401,957
水産団体	1,164,497	-	51,363	1	2,103	-	1,217,964
森林団体	1,405	9	8,429	2	86	-	9,932
その他会員	600	-	3,544	0	-	-	4,145
会員計	34,100,678	9	408,027	77	125,206	-	34,633,998
会員以外の者計	270,266	87,734	238,668	91,404	5,228,926	13,563	5,930,561
合計	**34,370,944**	**87,743**	**646,695**	**91,482**	**5,354,132**	**13,563**	**40,564,558**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　166,114百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2011年1月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	57,549	4,808	123,321	-	185,678
	開拓団体	137	18	-	-	155
	水産団体	10,527	3,858	8,166	-	22,552
	森林団体	2,487	7,732	2,047	44	12,310
	その他会員	619	207	140	-	966
	会員小計	71,320	16,624	133,673	44	221,661
	その他系統団体等小計	99,823	21,225	35,994	-	157,042
	計	171,143	37,849	169,667	44	378,703
関連産業		1,964,043	38,304	1,123,034	5,491	3,130,872
その他		9,356,464	5,324	141,367	-	9,503,154
合計		**11,491,650**	**81,477**	**1,434,068**	**5,535**	**13,012,729**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2010. 8	5,312,968	34,018,394	39,331,362	3,000	5,590,377
9	5,316,363	33,921,235	39,237,598	2,500	5,576,231
10	5,216,442	34,125,764	39,342,206	-	5,536,233
11	5,899,638	34,134,987	40,034,625	-	5,499,987
12	6,085,640	34,350,130	40,435,770	-	5,465,437
2011. 1	6,184,963	34,379,595	40,564,558	-	5,452,913
2010. 1	5,279,383	33,329,812	38,609,195	-	5,554,523

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2010. 8	101,683	1,000,664	46,834,763	17,202,779	7,768	-	82,397
9	99,316	717,807	46,042,647	17,294,930	7,807	-	76,772
10	52,663	622,025	45,347,639	16,954,200	6,967	-	78,435
11	98,866	1,024,356	45,266,855	15,841,807	11,787	-	76,619
12	44,033	595,249	45,134,275	16,211,797	13,169	-	83,100
2011. 1	66,311	600,749	44,943,811	16,234,582	13,113	-	81,476
2010. 1	60,586	1,081,995	45,240,153	15,633,661	2,038	-	92,479

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2010. 8	53,073,215	51,236,811	810,745	764,924	1,685,337
9	52,492,593	51,118,458	753,142	764,923	1,686,369
10	52,812,382	51,303,081	913,878	764,924	1,688,834
11	52,751,352	51,281,118	915,699	764,923	1,691,959
12	53,222,482	51,454,950	820,335	765,550	1,692,220
2011. 1	52,786,095	51,342,312	885,185	765,549	1,692,353
2010. 1	51,543,363	49,847,394	721,839	615,193	1,537,915

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2010. 7	25,449,314	60,394,440	85,843,754	531,306	352,887
8	25,624,335	60,327,033	85,951,368	517,661	339,902
9	25,437,161	59,957,081	85,394,242	524,167	346,162
10	26,018,452	59,700,122	85,718,574	527,735	348,383
11	25,721,926	59,955,543	85,677,469	508,722	331,985
12	26,124,302	60,513,255	86,637,557	498,449	326,633
2009. 12	25,564,702	59,740,982	85,305,684	512,139	342,493

（注） 1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
686,842	6,230,810	3,425,909	14,005,400	69,273,700
579,867	5,457,886	3,425,909	15,665,566	69,945,557
628,640	5,681,342	3,425,909	12,391,536	67,005,866
539,542	5,297,721	3,425,909	14,041,128	68,838,912
430,040	5,378,248	3,425,909	13,520,671	68,656,075
636,441	4,688,098	3,425,909	12,756,789	67,524,708
608,694	4,725,958	3,425,909	14,125,881	67,050,160

貸出金				コール・ローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
10,781,898	1,443,626	5,037	12,312,959	1,002,335	8,013,528	69,273,700
10,644,216	1,416,120	5,075	12,142,184	1,069,831	9,865,965	69,945,557
11,110,009	1,440,521	6,631	12,635,598	1,160,361	7,180,613	67,005,866
11,970,559	1,464,991	5,896	13,518,066	1,262,105	7,656,877	68,838,912
11,941,178	1,440,595	6,827	13,471,702	1,344,962	8,052,685	68,656,075
11,491,649	1,434,068	5,534	13,012,729	1,190,410	7,697,585	67,524,708
10,050,666	1,652,818	8,242	11,804,206	1,154,900	7,706,282	67,050,160

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
61,293	31,284,443	31,182,886	2,000	402,053	16,556,034	6,934,599	1,488,900
59,213	30,714,506	30,616,006	4,000	403,902	16,477,597	6,933,061	1,510,123
56,645	31,190,557	31,097,694	32,000	406,023	16,499,200	7,034,303	1,499,814
62,975	30,783,163	30,686,889	2,000	411,564	16,985,596	6,975,532	1,512,949
106,874	31,022,280	30,930,225	2,000	408,546	17,068,619	7,006,539	1,538,647
65,374	30,487,695	30,387,930	2,000	400,261	17,315,739	6,987,051	1,543,169
62,958	29,063,742	28,970,252	-	385,744	16,808,429	7,230,771	1,530,389

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
385,525	58,079,310	57,863,915	4,784,333	1,505,159	24,135,452	255,763	722
387,923	58,211,068	57,998,256	4,766,166	1,508,827	24,091,321	255,182	722
382,054	57,749,052	57,522,567	4,756,984	1,510,103	23,983,892	253,416	720
369,731	58,116,591	57,892,334	4,732,251	1,514,422	23,958,815	252,830	720
399,619	57,983,363	57,761,110	4,876,745	1,656,262	23,902,518	241,327	719
439,294	58,784,483	58,527,286	4,988,597	1,762,969	23,822,749	239,312	719
435,461	57,615,928	57,393,065	4,868,974	1,551,636	23,761,759	257,618	736

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2010．10	2,058,574	1,418,212	3,414	56,573	13,615	1,309,458	1,285,715	151,832	601,579
11	2,047,049	1,409,304	3,313	56,573	14,525	1,305,395	1,281,228	154,248	594,125
12	2,061,804	1,417,251	3,313	56,575	14,142	1,324,927	1,295,173	156,553	587,379
2011．1	2,042,138	1,407,949	3,312	56,580	14,512	1,308,997	1,286,192	157,830	580,307
2010．1	2,013,328	1,377,071	3,436	56,446	13,841	1,271,282	1,246,148	162,618	585,589

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2010．8	875,899	509,025	156,598	120,638	118,046	8,276	825,776	813,821	4,175	220,935	8,566	161
9	882,507	549,665	155,606	120,146	118,644	7,733	835,857	819,233	4,175	220,516	8,540	161
10	918,753	578,770	157,170	120,537	118,745	7,639	874,393	863,571	4,174	221,021	8,515	161
11	904,343	559,766	148,799	114,743	118,783	9,201	865,710	854,363	4,174	213,089	7,298	161
2009．11	910,325	510,460	151,799	111,526	118,402	8,152	862,851	850,703	4,800	219,838	7,783	163

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。（2009年4月より共済借入金を含まない）
3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。（2009年4月より共済貸付金を含まない）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**801,890**	**496,044**	**2,487,565**	**1,936,818**	**546,219**	**1,113,773**	**160,673**
	2008. 3	**820,756**	**509,860**	**2,525,751**	**1,956,991**	**555,619**	**1,137,275**	**163,300**
	2009. 3	**833,096**	**508,917**	**2,575,584**	**2,002,165**	**560,995**	**1,154,531**	**163,634**
	2010. 1	847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212
	2	850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014
	3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
	4	848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807
	5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756
	6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676
	7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448
	8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940
	9	853,943	524,926	2,619,065	2,071,464	570,627	1,195,743	171,601
	10	857,185	528,124	2,579,077	2,068,207	569,353	1,197,645	171,420
	11	856,774	527,514	2,601,743	2,073,550	568,471	1,194,795	171,266
	12	866,376	532,225	2,576,384	2,097,915	575,817	1,208,008	173,226
	2011. 1	P 860,282	527,861	2,591,537	2,081,173	570,432	1,199,848	P 172,297
前年同月比増減率	**2007. 3**	**1.7**	**1.9**	**△0.8**	**2.5**	**0.9**	**2.0**	**0.8**
	2008. 3	**2.4**	**2.8**	**1.5**	**1.0**	**1.7**	**2.1**	**1.6**
	2009. 3	**1.5**	**△0.2**	**2.0**	**2.3**	**1.0**	**1.5**	**0.2**
	2010. 1	1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8
	2	1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1
	3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
	4	1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4
	5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5
	6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1
	8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0
	9	1.5	2.5	3.3	2.7	0.3	1.9	3.1
	10	1.4	2.7	3.3	2.6	0.1	1.9	3.1
	11	1.5	2.9	2.2	2.5	△0.0	1.8	3.1
	12	1.6	2.3	1.6	2.7	△0.3	1.9	3.1
	2011. 1	P 1.5	2.4	2.0	2.6	△0.3	1.9	P 3.0

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**212,166**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**416,504**	**634,955**	**93,670**
	2008. 3	**215,985**	**52,468**	**1,804,791**	**1,480,672**	**426,428**	**635,433**	**93,828**
	2009. 3	**223,750**	**56,420**	**1,897,811**	**1,544,616**	**432,999**	**648,785**	**94,073**
	2010. 1	225,004	57,004	1,806,900	1,533,707	434,297	641,725	94,100
	2	225,035	56,437	1,803,743	1,532,833	434,000	640,894	94,186
	3	226,773	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	4	225,826	54,998	1,777,889	1,531,534	428,340	635,021	93,768
	5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495
	6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405
	7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669
	8	226,967	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	93,506
	9	225,874	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022
	10	225,648	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	635,390	93,783
	11	225,139	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	93,621
	12	224,276	54,679	1,733,515	＊ 1,555,948	＊ 434,924	640,623	94,250
	2011. 1	P 224,075	54,439	1,728,608	1,547,836	431,083	633,792	P 93,644
前年同月比増減率	**2007. 3**	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**
	2008. 3	**1.8**	**1.8**	**△0.2**	**2.6**	**2.4**	**0.1**	**0.2**
	2009. 3	**3.6**	**7.5**	**5.2**	**4.3**	**1.5**	**2.1**	**0.3**
	2010. 1	2.6	0.3	△4.2	0.1	0.6	△0.7	△0.4
	2	2.5	△0.5	△4.8	△0.0	0.6	△0.9	0.1
	3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	4	1.2	△1.1	△5.7	0.1	△0.4	△1.3	0.2
	5	0.6	△0.6	△5.9	△0.0	△0.8	△1.6	△0.1
	6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1
	7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2
	8	0.1	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	0.1
	9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2
	10	△0.2	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	△1.2	0.0
	11	△0.4	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	△0.1
	12	△0.4	△3.6	△4.7	＊ 1.2	＊ △0.3	△0.9	△0.2
	2011. 1	P △0.4	△4.5	△4.3	0.9	△0.7	△1.2	P △0.5

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農中総研ホームページの全面リニューアルについて（ご案内）

この度，当農林中金総合研究所のホームページ (http://www.nochuri.co.jp/) を刷新いたしました。「必要な情報が見つけやすい」「レポートを柔軟に検索できる」そして「提供情報がさらに充実した」ホームページを目指しております。

そのため，使いやすさに配慮してレイアウトやデザインを全面的に見直すとともに，新たな機能を数多く加えました。どうぞご活用ください。

農林中金総合研究所は，農林漁業・環境問題などの中長期的な研究，農林漁業・協同組合の実践的研究，そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など，幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年4月号第64巻第4号〈通巻782号〉4月1日発行

編　集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

発　行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定　価

400円（税込み）1年分4,800円（送料共）

印刷所

永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/